

平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）会議録（第2日）

平成25年2月27日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	中 島 貞 次
11 番	服 部 千 秋	12 番	井 村 淳 子
13 番	中 井 政 喜	14 番	橋 本 恭 子
15 番	清 原 良 典	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	井 手 俊 郎
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時59分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成25年第1回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 皆さんおはようございます。4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、いつも役場に来るときには、近所の床屋さんのところに町長の選挙用の看板がございまして、その中の町長がもうすてきな笑顔で載っております。けさもそのすてきな笑顔の町長を見ながら運転してまいりました。厳しい中にもあの笑顔のような温かみのある答弁を期待して、質問に移ります。

昨年末の衆議院選挙において再び政権交代となり、国家予算においても大幅な路線変更が予想される中、太子町では、町長も昨日施政方針の中で、限られた財源を効率的、効果的に活用しつつ、行政評価などの手法を用いて、各事業の方向性の明確化などの検証を行い、安定した財政基盤の確立を図りますというふうに述べられましたところで、今現在25年度以降の行政改革の指針となる第5次行政改革大綱が策定完了を迎えていることに關して、次の質問をいたします。

まず1つ目、第5次行政改革大綱策定に当たって、町長の考え方及び決意をお伺いします。

2つ目、事務事業の見直しにおいて、第4次行政改革の成果と反省点及び第5次行政改革で新たにに取り組むものについてお伺いします。

3つ目、財政基盤の強化において、第4次行政改革の成果と反省点及び第5次行政改革で新たにに取り組むものについて。

4つ目、行政体制の整備と基盤強化において、第4次行政改革の成果と反省点及び第5次で新たにに取り組むものについて。

5つ目、第4次行政改革では民間委託の推進や官民協働による開かれた行政運営の推進が大きくうたわれていたが、第5次行政改革では民間との協働に関する記述が縮小されているその理由をお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 町長にということですが、まず最初に私のほうから答弁をいたします。

1点目でございますが、景気動向等から町税収入の大幅な増収が見込めない中、社会保

障費関連の義務的な経費は高水準で推移することが予想されております。また、新庁舎建設という大きな事業も控えており、厳しい財政環境が継続するものと思われまます。これらの状況を勘案しながら、行財政改革、施策を継承しながら、地域に合った施策を実施し、効率的な行政運営を行い、自立性の高い行政運営を進めたいと思っております。行革は、終了することなく継続して取り組むべき重要な施策であると認識しており、持続可能で弾力的な財政構造の確立、効率的な行政運営と住民サービスの向上、それを柱に行財政改革に取り組んでまいりたいと思います。財政運営、行政運営、両方とも、身の丈に合った方向性で進んでいきたいというふうに考えております。

2点目でございますが、行事の見直し等、事務の効率化、窓口関連の改善、電子自治体の推進等について取り組み、行政評価の実施、行事の根本的な見直し、図書館の電子化に向けた研究等で推進を図っております。

一方、窓口におけるワンストップサービス、行政文書の電子申請、証明書等の交付申請、施設予約の電子化等は引き続き検討することといたしております。

第5次では、融資制度の見直し、防犯灯、道路灯のLED化等、新たにに取り組んでいきたいというふうに考えております。

3番目でございます。

国保税率の見直し、広告収入の導入、延滞金の整理強化、保育料の見直し、上下水道料金の見直し等で推進を図っております。

一方、法人町民税の制限税率の適用、都市計画税の導入では、経済状況等の悪化からその適用、導入を見合わせているところでありまます。

第5次では、公共施設や文化会館、自主事業等のネーミングライツ導入を新たに検討していきたいと考えております。

4点目でございますが、人事評価制度の導入、職員数の見直し等で推進を図っております。この項目で取り組むべき事項は継続して

推進する項目であり、引き続き給与の適正化、職員数の見直し、時間外勤務手当等の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目でございますが、第4次で公民館、町民体育館、図書館、文化会館等の社会教育施設について指定管理者制度の導入を検討、また公共施設の民間委託について検討したところでありますが、一定の方向性を結論づけたところであり、また住民との協働に関しましても、制度やボランティア活動の充実を図ったところであります。

したがいまして、引き続き民間委託や地域との連携等に取り組んで、住民との協働の充実を図ってまいりたいと思っております。

重点的な項目としては上げなかったことによるものでございます。この項目に限らず、経費節減、事務事業見直し等、項目に上げてない事項につきましても、改革の取り組みは継続して推進していきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 現時点では、第5次の自主計画案という形でホームページのほうでも公表されておって、パブリックコメントなんかも募集されて、これからいよいよ公表されていくんだと思います。

そこでまず、第4次行革の際には、行革大綱の素案づくりに職員からの提案が158件出てきて、その中から行革に値するものを抽出して素案をつくり、行財政審議会の答申を踏まえて81項目の取り組みが今決まったという流れが会議録等で見受けることができるんですが、今回第5次行革大綱策定に当たって、職員からの提案っていうのはどれぐらいあったんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 数は今手元に控えておりませんが、第4次と同様に職員からの提案もいただいております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 次に、平成20年度から24年

度までに実施されている第4次行政改革について何点か細かいことを聞きますが、まず当初示されていた5年間の効果見込み額は19億9,137万円であったわけですが、平成23年度末の段階で、今公表されている分で、23年末で13億5,669万円の効果があつたと、ホームページ等で公表されております。

その結果、5年間のトータルで19億9,137万円の効果目標に対して、6億3,468万円が未達成という形なんですけど、その分24年度もしっかりと行革されてると思うんですが、24年度はどのように見込まれておりますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 確かに、おっしゃるように、数字的にはそうなんですけども、やはり一番大きなのは都市計画税の問題とか、それから国保税の税率の問題とか、その辺が今御指摘になりました6億円の中には大きな割合を占めているというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 細かい数値は24年度取り組みが終わってから公表されると思いますが、何も行革してないということじゃなくて、すごい厳しい折ですが肅々とされてきたということを理解しております。

昨年9月の議会においても、森田議員の総括質疑のほうで、平成18年から23年の5年間で町民1人当たり3万2,973円の借金を減じ、1万8,162円の貯金を積んだと、健全財政の推進に向けた財政運営の努力を強く感じるというふうな発言があり、今後ははっきりとした資金計画や中・長期の財政計画を町民にわかりやすく示してほしいというふうな旨の発言がございました。まさにそのとおりだと思うんですけども。

そこで、確認ですが、先日2月6日に新行政改革大綱第5次及び同実施計画について行財政審議会が開催されておりますが、この2月6日に審議会開催ということが行事予定表に書いてなかったんですが、また次回やるの

かどうかは今わからない状態なんです、これでは傍聴に行きたくても行けないんですが、開催の告知等についてはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ちょっと行事予定のほうに出してなかったのは申しわけないと思いますが、せんだって行われました行財政審議会では、諮問事項に対して行革審の会長から答申をいただいたところであります。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 2月6日以降にももう一回開かれたということによろしいですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 済いません。2月18日に開いて、最終的な結論をいただいたところでございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今回、2月6日、今おっしゃった2月18日、我々に行事予定がわからなかったもんですから、次回、また5年後になるんだとは思いますが、日程のほうを早くお知らせしておいていただきたいなと思います。

その2月6日も18日も、まだ会議録等は公開されていないので、どういった御意見が出たのかは把握できませんけども、第4次の行革策定前の行財政審議会で、財政シミュレーションの数字を住民に知らせて、わかりやすい説明をして町財政の状況を認識してもらうよう情報公開をするべきとの意見があり、当局のほうも、十分に情報を開示して説明に努めるというふうに回答されております。今回の第5次行革に際しても財政シミュレーションをつくっているものと思いますが、それであるなら、早く情報公開して住民にわかりやすく説明をするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 財政運営につきましては、財政健全化判断比率等、広報でお知らせし、またホームページでもアップいたし

ております。そして、これは行革絡みで当然財政面も出てくるわけですが、その辺につきましても、従前から、例えばたいしくんとあすか姫のやりとりのような形で広報のほうではお知らせをいたしております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 先ほど、昨年9月の森田議員の発言のことも触れたんですが、今回のこの財政シミュレーションというのは、ちょっと見にくいですが、こういったものだと思うんですが。おわかりになりますよね。これは、第4次のときのものなんですが、こういったものもしっかりとまた示していただくというふうな形でお願いしたいなと思います。

また、先ほど第4次行革における事務事業の見直し、財政基盤の強化、民間委託の推進、官民協働による開かれた行政運営の推進、行政体制の整備と基盤強化という5つの大項目について、今成果と反省点について、また第5次の新たに取り組むものについて、答弁をもらいましたが、第4次行革において5つの大項目の中で、効果が達成できた項目もあれば、また逆になかなか思うように効果が上がらなかったと思われる項目もあったかもしれませんけども、個々の取り組み項目を細かく聞いていくと切りがないので、ちょっと気になる点だけ確認させてください。

まず、事務事業の見直しの中で、職員に対する情報伝達の迅速化の取り組みがあったわけですけども、第5次ではなくなっております。このことについて少し説明をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 従前は、所属長を通じてペーパーベースで職員に情報提供しておりましたが、昨今のことですからパソコンの中における掲示板という形で、電子化でもって職員に情報をいち早く伝達するように、それはもう軌道に乗っているところでございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 第4次の23年度の取り組み

結果が一番最新で公表されてますが、職員に関する情報伝達の迅速化の中で、平成24年3月11日、早朝早く職員の方が出てくるという訓練をされてるんですが、これは引き続きされる予定でしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 神戸の震災、東北の震災等を踏まえまして、職員の、いわゆる緊急事態における参集時間、招集にどのくらい時間がかかるかということ、それこそストップウォッチを持って、この職員は何分以内に到着、この職員は何分以内に到着というふうに、そして全管理職が最終的にそろったのは何時何分というふうにやっております。

ただ、やるタイミングは、これは事前に職員に知らせるわけにもいきませんので、まあまあやっぱしイメージ的には1・17か、3・11か、そういったところでもって危機管理意識の向上を図りたいと思っておりますが、今後もちろん続けますが、抜き打ちでやりたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 とても大事な訓練だと思いますんで、引き続きお願いしたいなと思います。

また、第5次では民間委託の推進という大項目がなくなったわけですが、第4次の中で、23年度末の段階では取り組み結果として検討中というまに残っております町民体育館の委託及び陸上競技場、テニスコートの委託について、社会教育審議会も開かれている様子はないんですけども、その後どのようなになったかだけお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 今教育委員会部門、社会教育審議会の中で公民館、町民体育館、図書館、文化会館等の指定管理者も含め、民間委託を検討いたしました。

ところがよくよく考えてみると、これを民間が受けて、十分に民間企業として受託して人件費を払い、コストをかけのしてやっていけるかということになりますと、なか

なか受け手がないんじゃないかといったような議論もあったようでございます。

そういったところで、先ほど申しました公民館、町民体育館、図書館、文化会館につきましては直営でやっぱしいったほうがいいだろうと。そして、また直営でやりますと、当然職員と町民の方との直接のやりとりもございますので、そういったほうがいいんじゃないかということで、5次行革ではこれは含んでおりません。そういったような話の流れがありました。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ただいま民間委託の推進について御説明ありました。

先ほども民間との協働に関する項目がこの第5次においてはかなり減ってるなというふうな説明もあったわけですが、実際のところ、第4次では12項目が民間との協働であったんですが、第5次では2項目、都市公園の管理委託が含まれているので実質は1項目というふうになっております。これは、北川町長がまちづくりは人づくりという大きなテーマでこれから町政運営をされていこうとされていることと、若干矛盾もしてるのかなというふうにも感じるんですが。

23年9月議会で参画と協働ということをやテーマにいろいろ質問をさせていただきました。現時点ではホームページのほうにも、とりあえず参画と協働に関しての専用のページをつくっていただいておりますが、トップページを見る限り、このページにたどり着くのになどをどうクリックしていいのかわかりにくいという状態でございます。こんな状態で、第5次行革ではホームページの充実という取り組み項目もなくなっているんで、ちょっと疑問に感じるんですけども。

またさらに、第5次では行政パートナー制度の導入という項目もなくなっております。第4次の行革策定前の行財政審議会の会議録を見てみますと、この行政パートナー制度の導入において、団塊の世代の定年退職等も見据えて多くの地域住民の皆さんと協働した形

で行政をサポートしていただくボランティア活動の推進を行っていくというふうな回答がございました。

また、23年9月議会での私の質問に対しても、総務部長の答弁では、ボランティアとか委員会の公募、パブリックコメントなど、制度としては整っているが参加される人が少ないというのも現実で、いろんなところで皆さんの参加を促して行って、そして少しでも多くの参加をしていただくようにしたいという答弁でございました。

これについては、住民の方のほうの無関心も大きな要素としてあるんだと思いますが、逆に関心度の高い人からすると、やはり情報が少ないという声もお聞きします。地域のNPO団体や若い世代のマンパワーを生かすことなど、このあたりは本当に難しいことなんだろうと感じますけども、改めてこの行政パートナー制度の導入という項目がなくなっている理由についての説明を求めます。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 民間との協働が減ったということは、確かに行革の項目の中で減っておりますが、これは単純にその委託の分がなくなったとか、指定管理者制度がなくなったということであって、参画と協働を私どもはうたっておりますので、決して民間とじゃあ何もしませんよということではありません。その辺は誤解のないようにお願いしておきたいと思います。

それから、ホームページにつきましても、これはもういつも首藤議員から御指摘をいただいておりますので、太子町のホームページ、見やすいホームページ、それを参考にしながらいろんな御意見を常々頂戴しておりますので、またできることは変えていきたいというふうに思っております。

それから、行政パートナー制度なんですけど、パブコメ等を確かに投げかけはするんですが、もちろんいただきますよ、町民の方からパブコメやっていただきます。それから、ホームページもパブコメを出しますと何人か

いただきますけども、ただこれが50人、100人という単位でいただければ本当にたくさんの方から御意見を頂戴したなと思うんですが、やっぱりいつも、余り胸を張って言えないんですが、お三方、4人、5人といったようなところかなというのが実質的でございます。

ただ、参画と協働も県が言い始めてからそんなにまだ年月はたっていないわけですけども、やはり一つの過渡期かなというふうには思います。いきなり私どもが旗を振り上げて、じゃあボランティアの皆さん、町民の皆さん参加してくださいと言っても、なかなか一朝一夕にはこの制度はなじまないというふうに思っております。ですから、時間をかけて、事あるごとに参加できるような体制を整えることが、今一番必要ではないんじゃないかなというふうに考えております。

**○議長（佐野芳彦）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** ちなみに参考事例ですが、近隣では赤穂市、相生市、宍粟市では、ホームページのトップに市民の声というコンテンツがございます。行政が今どういったことを住民にお願いしているのかがすぐ見えるようになっております。ほかの佐用町でも上郡町でも、パブリックコメントやアンケートがトップページからすぐに行けるようになっております。そういったところも身近な参考事例ということで意識していただいて、今後に生かしていただきたいと思います。

この第5次の行革について、ほかにもたくさん気になるところがあるんですけども、あと一点だけ、24年4月に太子町高度情報化計画も策定されまして、これからどんどん進んでいくわけです。先日も総務常任委員会のほうでも、施設予約システムの導入とか、被災者支援システムの導入、あと図書館事務システムの導入について、進捗状況を確認させていただきました。担当所管もいろんな事例とか、オープンソースと呼ばれるもの、いわゆる無償のシステム等、十分に調査研究してもらっているということが十分に伝わってき

て安堵したところでございます。

そこで、確認なんです、事務事業の見直しの中で、第5次において、各施設のＩＰ電話化の検討という項目があるんですが、これについて、詳しい答弁ができないようでしたらまた総務委員会で確認をしますけれども、大まかで結構なんでよろしく願います。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** ＩＰ電話につきましては、今本庁舎もこういう本当に老朽化施設でありますんで、これも10年ぐらい前にも職員提案でＩＰ電話が出たことは確かでございます。しかし、施設が施設だからとかといったような理由で今まで延び延びになっておりましたが、新庁舎建設導入時には、本庁、執務棟、議会棟、それから地域交流センターもＩＰ電話で対応したいと。

ですから、本当に何だそれでは役場の進むスピードが遅いじゃないかという御指摘もあるかも知れませんが、遅まきながら、本当に今言いましたように、10年前に職員から提案されたことがやっこの新庁舎建設に合わせて実現できるというふうに御理解いただきたいと思います。

**○議長（佐野芳彦）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** また総務委員会のほうでも詳しく聞く機会があったらと思いますけども、このＩＰ電話化については、例えば、遠いところとなりますが秋田県大館市というところではＩＰ電話化について業者見積もりをとったところ、約2億円という見積もりがあったところを職員だけの調査研究で820万円というふうな形で構築したという事例もございますんで、しっかりとこれから調査研究を進めていっていただきたいと思います。

とりあえず、時間のほうも限られてるんで次の質問に移りますけども、最後にくれぐれも過度な行政改革になって職員の負担にならないよう、また住民サービスの低下にならないようお願いして、次の質問に移ります。

2つ目ですが、北川町長は24年9月議会に

において、歳出の抑制を図り行政サービスの向上に努めると述べられ、住んでよかったと思えるまちづくり、小さくてもきらりと光る太子町の実現に向けた所信を表明され、またきのうの施政方針でも、財政需要が大幅に増大する年度であることを職員一人一人が十分に認識し、ふるさと太子に熱い思いを持ち、創意と工夫により住民福祉の向上に寄与できるよう職務に取り組みますと述べられたことを踏まえて、住民目線に基づいた行政サービスのあり方を質問いたします。

まず1つ目、町長が考える行政サービスの向上とはどういったものなのでしょうか。

2つ目、第5次総合計画策定資料の中の、全世帯アンケート結果報告書から読み取れる住民の行政サービスに対する評価についてどのように捉え、職員の意識改革も含めてどのように取り組まれてきたかということをお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** これも町長に対する御質問なんです、私のほうからとりあえず御答弁申し上げます。

先ほど議員が御指摘になりました町長の方針を踏まえ、我々事務方といたしましては、まず1点目です、社会の変化や時代の変遷とともに多様化する住民ニーズに応えていくことであるというふうに考えております。それには、国、県の事業の制度動向を正確に把握し、地域の実情に合った施策を展開していくことが肝要であるというふうに考えております。

現在事務事業の行政評価を実施しており、客観的な評価をもとに事務事業の効率化を図ることを目的にいたしております。これらも事務事業の振り返りという意味で、その後の糧になっているものというふうに考えております。

2点目でございます。

全世帯アンケートの分析結果は、総合計画策定時に反映すべきものを選択し取り入れているというふうに思っておりますが、職員の

意識改革という点では、総合計画策定時には、各部署で計画への事業反映を通じて住民の皆さんが何を望んでいるのかということを考える機会になったというふうに思われます。自由意見では、望む職員像、それから執務態度の改善、職員能力の向上など、さまざまな意見の記入がありました。窓口対応では、窓口関係部署の職員を接遇指導者養成研修に派遣いたしまして、その部署の接遇のリーダーとして接遇指導を行っているところでございます。実務研修も含め職員研修には力を傾注してきたところでございます。今後もその必要を感じております。職員研修には引き続き積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 答弁のほうをいただき、行政サービスという抽象的なことになるんで、なかなか具体的な議論にはなりにくいんですが、まず確認しておきたいんですけども、地域主権改革に係る県から市町への権限移譲について昨今ニュースになっております。兵庫県ホームページには、この地域主権改革に係る県から市町への権限移譲について、分権型社会では、県は市町間の広域調整や、専門的、先導的分野への対応、市町運営の支援を担い、市町は基礎自治体として住民に身近な事務をさらに担っていく必要があると。本件では、市町の自主性を尊重しつつ、独自に積極的な権限移譲を進めてきたところで、23年8月30日以降、県のほうからは52の法律にわたる県の権限が市町へ移譲されることになりました。

そこで、確認ですけども、昨日町長の施政方針の中でも、母子健康法にかかわる未熟児の訪問指導や、養育医療の給付事務などが権限移譲されるというふうなことが述べられましたが、23年8月には景観法と災害対策法にかかわるもので2つ、23年11月に道路法、24年からは5つの法律にかかわる事務移譲、そして25年4月からは、いま述べた母子健康法と障害者自立支援法にかかわるものとい

う、合計すると全部で10の法律に関するものが県から町へ権限移譲されると公表されておりますが、実際に太子町に権限移譲されたものはそれでよろしいでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 御指摘のとおりでございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 県から町のほうに事務的な仕事が権限移譲されるということは、当然その分職員の方々の負担も増えてくるのかなというふうに思います。これまで太子町は職員の削減をやってこられて適正な人数だと思えますが、普通に考えても権限移譲されるってことは仕事が増えるっていうことにつながってくるんだと思います。職員の皆さんに負担が生じて、これまで行われてきたサービスに支障が出るっていうふうなことがございませんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本当に法改正があって、県も、兵庫県は兵庫県で独自の権限移譲を実施いたしております。

ただ、正直に申し上げて、一例を申し上げますと、例えば障害児の相談とか、いじめ等の相談、児童虐待も含めまして福祉分野で事務移譲をなされても、例えば市町で相談員をおきなさいという設置義務があるわけです。そうすると、今までの職員配置、じゃあ太子町役場として何人の正規職員の配置が適正かといったようなところを、基本的に表現は悪いですが壊されていくわけです。そうすると、本当は相談員も2人、3人置かないといけない、じゃあ正規職員は2人も3人も雇うのという話も現実には出てまいります。じゃあ、それを採用しなかったら、今あつぱあつぱで職員それぞれの持ち場持ち場で仕事をしておりますが、業務が増える、じゃあ今言いました相談業務は自分の机の上の仕事をほっといてやれば、これは今度また超過勤務手当が増える。人のやりくりが本当に難しくなっております。

それで、先ほどの話ではありませんが、行財政改革でなかなか厳しい財政状況を迎えている中、我々も、権限移譲があったところなんです。本当にこれはまた一から権限移譲に対しての職員の適正な配置、また職員のどれだけの職責における負担が増えるのか、いま一度検討しながら、住民サービスが本当に落ちないように、町民の皆様からお叱りを受けないような行政サービスを提供しないといけませんので、その辺は少しお時間をいただいてじっくり考えてみたいというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今説明を受けましたように、とにかく事務が増えて、職員の皆さんの負担も少々増えるかもしれませんが、行政サービスが低下することなく進んでいくことを願いたいと思っております。

さて、ここからちょっと視点を変えて、昨年12月議会で北川町長が表明されているまちづくりは人づくりに関して質問させていただいたんですが、そのときに、職員の方が地域に顔を出すということで、今本当に気軽に住民の生の声、また役場の考え方が気軽に話し合えるという場が持てるようになればいい町になるんじゃないかと述べさせてもらったんですけども、やはり職員の皆さんのやる気のある生き生きとした姿が町の元気につながっていくと思います。職員の皆さんが積極的に地域活動に参加することで、ふだんはなかなか接することのないいろんな世代の住民の方々の考え方や意向など、きめ細かに把握できるのではないかと思います。そして、それが公務に役立って行って、最終的には住民から見た公務員の印象も変わってくるというふうに思います。

そこで、これに関連してくるんですが、平成20年10月に公務員が変われば日本が変わるというテーマのもとに、地域に飛び出す公務員ネットワークというものが全国的な形で誕生しております。もちろんこれは何も強制的に参加するものではなく、公務員は役所で公

共的な仕事をしていますが公共へのかかわり方はそれだけではないはずだと、NPOやボランティア、PTA、町内会、おやじの会など、どんな活動でもいいから、公務員もアフターファイブや休日には仕事外の活動に参加し、地域おこしや社会貢献をどんどんやろうじゃないかという考えのもとに賛同した、国とか地方に関係ない、いろんな公務員の方々がみずから進んでこのネットワークに参加されております。

また、平成23年3月、公務員が自分の時間を活用して、一国民、一地域住民として、職場や家庭における役割に加えプラスワンとして社会貢献活動、地域づくり活動、自治会、PTA、消防団、NPO法人などの活動に参加することは、国民、地域住民と思いを共有し、ひいては現場の国民目線、住民目線で行政を推進することにつながるという形で、地域に飛び出す公務員を応援する首長さん方の連合が結成されました。

この地域に飛び出す公務員を応援する首長連合には、兵庫県内では朝来市長、多可町長のお二人が設立発起人に名前を連ねていらっしゃいます。そして、23年5月には、物すごい近隣の相生市の谷口市長も参加されました。谷口市長のメッセージを読むと、魅力ある活気に満ちた都市づくりのためには、職員が一住民として積極的に地域活動に参加することが不可欠です。職員全員が地域に飛び出す公務員となり、市民の皆様と手を携え夢と課題に挑戦することにより、命かがやききずなでつなぐ愛の町が実現されますというふうなメッセージを寄せられております。

そこで、北川町長にぜひお聞きしたいんですが、この地域に飛び出す公務員ネットワークと地域に飛び出す公務員を応援する首長連合についてどのように思われますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほど首藤議員から地域に飛び出す公務員、また応援する首長連合ということで質問をお受けしましたが、実は

私ごとで申しわけないですが、平成7年に町会議員に当選させていただいてから、ずっと4期16年、役場へ行けば確かに議員ではありますが、地域、私は御存じのように鵜新町というところに住んでますから、新町へ帰れば新町の一住民として自治会長のもとでの自治会活動等に参加をさせていただいております。今回、昨年8月から町長に就任してからは、議員と同じように、新町へ帰れば新町の住民として自治会長のもとで自治会活動に参画はしていますが、なかなか今度は立場がちょっと違うのか、住民の皆様も、町長さんそこまでせんでもええやんかというようなことも言ってくださいます。

すなわち、私も太子町に生まれ太子町で育っております。副町長もそうです。太子町外から来てる役場の職員も、地元へ帰れば自分がそこで生活しているところの一自治会員でありますから、そこで先ほど首藤議員がいろいろと言われました自治会活動なり、当然子供が小学校、中学校であればPTAの活動、いろんなところへ、公務員ではありますが、何度も言います、そこの一住民としてかかわっていくということの姿勢がこれから公務員にも求められるのではないかなと思っております。

一方、役所で仕事をしているときは公務員として地域に出ていき、特に事業課の職員は、何かにつけ地域に出ていっていろいろとお願いなりすることが多々あるかと思えます。それは、役場の職員として地域に出ていき、違う目線で地域のことを吸収すればいいのかなと思っております。要は、職員一人一人の意識改革を私風にさせていただいて、7カ月と日は浅うございますが、日々庁議、また機会があるごとに、職員にはそういったことを指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町長の考え方がよくわかりましたんで、これからも率先して、地域のほうにまた来ていただければと思います。

最初の質問で第5次行政改革大綱について触れたんですけども、その中で行政体制の整備と基盤強化のところで、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するため、常に組織、機構の全般の総点検を行い、効率的で安定した組織、機構づくりを行うとあり、また職員の定員管理と給与の適正化を図るとともに、時代の変化に対応できる人材の育成や職員の能力開発を推進しますと掲げられております。

具体的には、組織機構の活性化と人材育成の推進の中で、限られた人材で質の高い行政サービスを提供するため、人材育成計画に基づき職員の資質向上と専門知識の習得に努めるというふうになっております。

そこで、確認ですけども、ここに書いてある人材育成計画というものはいつ作成されたのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ちょっと、私、今手元に資料がございませんのでわかりません。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 多分随分前にはつくられているんじゃないかなとは思んですが、この第5次の行革において、第4次に引き続いて人材育成計画の見直しを行うというふうに掲載されております。その中で、求められる職員像を明らかにし人事制度全般を人材育成計画に取り入れるとなっており、その中で、地域とのつながりについても育成計画には入っておるのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 手元に資料がございませんのでわかりません。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 また資料のほうをごらんいただいた上で、見直しの過程で取り入れることができるのであれば取り入れていただきたいと思います。

この質問の最後に当たって、まちづくりは人づくりの一環として、繰り返しになります

けども、職員の皆さんのやる気のある生き生きとした姿が町の元気につながっていくはずで。こつこつとやっていかれる中で、積み重ねの中で、その結果として、町長がおっしゃる住んでよかったと思えるまちづくり、小さくてもきらりと光る太子町の実現につながっていくというふうに考えます。

また、行政サービスの向上のためにも、新庁舎ができ上がることに合わせるんじゃないくて、もう今のうちから職員の皆さんの笑顔のあふれた気持ちのよい挨拶が交わされている役場になるように願って、次の質問に移ります。

大きく3つ目ですけれども、平成24年度の教育事務事業の点検・評価（23年度事業対象）において、学校教育の充実の第1番目の事業として災害共済給付事務が掲載されており、その評価では、子供たちが安全な生活を営むのに必要な事柄を理解し、事件、事故、災害を防止する資質や能力を身につけられるような安全教育をさらに徹底、推進する必要があると課題が示されていることを踏まえて、次の質問をさせていただきます。

まず1つ目、24年度より中学校で武道の必修化が実施されております。太子町内は柔道を選択したわけですけれども、その指導内容、また女子生徒への対応、事故の有無などを含めた現状及び成果と反省点を伺います。

あと、ここ3年間の決算資料によると、生徒数の増減にかかわらず、学校内での事故が増えているというふうな数値が公表されておりますが、学校内での事故の現状を伺います。

次に、スポーツの振興において、町長の施政方針では、指導者の資質向上を目的として、運動中の事故やけが防止のためにスポーツマッサージやテーピングなどの講習会も実施するというふうにありましたが、一般教員の方々及び中学校の部活動指導者、小学校のスポーツ少年団指導者の応急訓練等の現状を伺います。

4つ目、子供たちへの安全教育の現状と今

後の方針を伺います。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 首藤議員から子供たちの安全・安心教育について4点御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、最初の中学校の武道必修化についてのことはなんですけれども、指導内容につきましては、柔道着の着方や礼の仕方など、礼節や相手をとうとぶ態度など、武道の伝統的な考え方を指導したり、受け身などの基本動作、基礎練習を実施いたしました。

また、女子生徒のみに特別なメニューを実施していることはございませんが、生徒の体調の変化に気を配るとともに、生徒自身が体調に異常を感じたら活動を中止するなど、安全意識を高揚させる指導や、対人で行う練習では体格差や体力差に配慮した指導を行っております。

成果としましては、生徒からは授業が楽しいという声がよく聞かれたと報告を受けております。反省点としましては、初年度ということもあり、基礎練習に多くの時間をとったため、わざの習得まで授業を進めることはできなかったと聞いております。なお、事故、けが等はございませんでした。

2点目の学校内での事故の現状を問うという件でございますが、学校内の事故件数は、平成20年度以降年間540件程度でしたが、平成23年度は小学校での件数増により600件を超える増加傾向になっております。負傷、疾病の種類については、挫傷、打撲が最も多く、続いて捻挫や骨折、挫創、脱臼などです。傾向として、小学校では休み時間の運動場でのけがが多く、中学校では部活動中の運動場や体育館での事故やけがが多く起こっております。

その次の一般教員及び中学校での部活動指導者、または小学校のスポーツ少年団指導者の応急訓練等の現状を伺うという件ですが、救急救命講習の応急訓練につきましては、小学校においてはPTAが主催する救命救急講習等に職員、教職員が参加し、応急手当ての

方法を学んでおります。中学校の部活動指導者においては揖龍、西播、県の各中体連や各種競技協会が主催する指導者講習会に参加し、危機管理についての研修や事故、けがに対する対応の仕方などの指導を受けております。スポーツ少年団指導者には今年度テーピング講習会を開催する予定ですが、来年度は熱中症予防、スポーツマッサージ、AED等、運動中の事故やけが防止のための講習会を予定しております。

そして、最後の4番目の御質問ですが、子供たちの安全教育の現状と今後の方針という件でございますが、学校における安全教育は、現在中学校2年生を対象に太子消防署員による普通救命講習を実施し、命の大切さや救命処置の重要性や必要性の意識の高揚に努めているところでございます。来年度においては、その前段階として、小学校3年生を対象に太子消防署員による防火、救急豆講座を開催し、応急手当の方法を知ることによって突発的な子供同士で起こり得るけが、事故等への対応能力を学習させる機会を持てるよう調整しているところでございます。

また、交通安全教室や火事、地震を想定した避難訓練も継続的に実施しており、自分の命は自分で守ることができるよう指導しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** 細かい説明を受けたところですが、まず柔道の必修化で事故等もなくってということで安堵しております。学校内での事故の現状も、いろんなけががあると思うんですけども、大事に至ることがなかったということだろうと思うんで、これも安心しました。

少し視点は変わるんですが、最近全国の至るところでいじめとか体罰であるとか、そういった不祥事があって、兵庫県の教育委員会も生徒や保護者に体罰調査のアンケートを実施するという発表があって、既にこの間も先週でしたか、石海小学校、私まだ保護者です

けども、学校評価アンケートとか体罰調査のアンケートが来まして、書かさせていただきました。

また、加古川市では、昨年10月にいじめに関するアンケートが実施されて、市立小学校と養護学校計41校の児童・生徒計1万6,426人を対象にいじめ相談シート調査というものもされておりました。その結果、全部でいじめに悩むと回答した生徒さんが515人いらっしやったと。率でいうと3.2%ですけども、太子町内に1,000人ぐらい児童がいたら100人で3人、1,000人では30人にも及ぶという数値ではあります。

そこで、確認したいんですが、太子町内の学校でいじめによるけがだとか、体罰によるけがはありませんでしたでしょうか。

**○議長（佐野芳彦）** 教育長。

**○教育長（寺田寛文）** いじめの件数は毎月校園長会で確認し、その都度解消し、または継続するものは全て解消しているというような報告を聞いております。今のところ、体罰についても25日月曜日にアンケートを締め切り、今それを集計中でございますので、体罰によるけが等のことについては今のところ把握しておりません。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 首藤議員、通告がちょっと若干外れきみなんで、その辺は修正してください。

首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** いじめや体罰というのが不祥事でありますけども、教育委員会としても最善の努力をお願いしたいと思います。

次に、平成20年のデータなんで少し古いんですが、独立法人日本スポーツ振興センターに報告されている学校管理下の負傷件数について、年間で全国で100万件を超えておって、ある県内の小学校10校、中学校6校、高等学校2校の養護教員を除く一般教員228名に対して、年間100万件を超えているんだということを知っているかどうかという質問をした結果、知っている、はいと答えたのは、

小学校で14.6%、中学校では12.2%、高等学校では5.9%と、全体では11.4%の教員の方だけが全国で100万件にも及ぶけがあるんだということを御存じなかったという数値が出ておりますが、この数値についてどう思われますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 独立法人日本スポーツ振興センターというのは私も知りませんでしたんですが、これは国立競技場の中の一部にございました。知ったのは、数年前に私が校長会での研修部長をしておりましてときに、揖龍の校長約30名がおりますが、二十数名でここを訪問し、全国の事故内容を研修して知ったわけでございます。

そのときに、それまで私自身も年間100万件を超すような事故、けががあったというようなことは知り得ませんでした。けれども、これを踏まえて、各学校、園では、自分のエリアの中ではこういう事故があった、こういうけががあったというようなことの原因を究明し、再発防止に毎日努めておるところでございます。首藤議員がおっしゃるように、自分のエリアだけじゃなくて全国的にもっと視野を広めて、そういう事例を考えながら、これからも事故防止、けが防止等にあらなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 あと、事故の種類であるとか、どこで起こったとか、そういったデータもあるんですが、先ほど学校現場の事故の現状と、やっぱり太子町の現状もこのデータに合ってるかなと思いますんで、またデータは別途お渡ししたいと思いますんで省略しますが、

そのデータの中で1つ大事なことがあるんですが、一般教員が救急処置を行うことについてどう考えるかという質問がありまして、5つの選択肢から1つを選択してもらうという質問なんですが、質問と回答の率を言いますと、まず1つ目が、救急処置は養護教員が

かかわるべきで一般教員はかかわることは望ましくないと答えた人が1.6%、2つ目、養護教諭の協力のもと一般教員も救急処置にかかわっていただければよいと思うと答えた方が23.6%、3つ目、一般教員も積極的に救急処置にかかわっていくことが望ましいと思うと答えた方が26.8%、4つ目、一般教員も救急処置にかかわることが望ましいが処置の仕方等に自信がないと答えた方が47.2%、Eはその他で0.8%なんですが、という数値を見ていくと、何らかの形でやっぱり応急処置にかかわっていきたいと答えられている一般教員の方々が、B、C、Dという3つにわたって合計すると、実に97.6%の教員の方がそう答えられております。そういったデータの次には、これから救急処置の講習を受ける機会があればその講習を積極的に受けたいかという質問に対して、はいと答えられた方が84%というふうな結果がデータとして公表されております。このデータをもとに、先ほどの答弁の中で、太子町の現状と合わせて、これからも先生方を含めた応急訓練のほうをお願いしたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 急を要する処置は救急処置でございますので、目の前にある子供たちが急を要することで教師がその場を離れるということはありません。

ですので、急を要するような事故、事件はいつ発生するかもわかりませんので、絶えずその処置については研修等に参加し、また受けるように促していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ぜひ、子供の安全にかかわることなんで、効率のよい対処のほうをお願いしたいと思います。

ちょっと視点を変えるんですが、平成23年8月にスポーツ基本法が施行されました。その法律の第1節、スポーツの推進のための基礎的条件の整備等のところでは、指導者の養

成などを扱った第11条では、国及び地方公共団体はスポーツの指導者、その他スポーツの推進に寄与する人材（以下指導者）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発、または利用への支援等々というふうにあります。

さらに、スポーツ事故の防止等を扱った第14条では、国及び地方公共団体はスポーツ事故、その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む）というふうにあります。知識の普及、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、地方公共団体について述べられた第14条がございます。一般教員の応急処置訓練も大切な事柄ですが、やはり直接スポーツにかかわる指導者への研修が大事なんだと考えます。

太子町には、太子町体育指導委員に関する規則及び太子町スポーツ指導員設置規程という2つがございます。それを参照にしながらちょっと細かく質問しますが、現在中学校の部活動の指導者で社会人の方はどれぐらいいらっしゃると思いますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 東中に柔道の指導者、西中に卓球の指導者が社会人から活用しております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 小学校のスポーツ少年団の指導者はほとんどが一般社会人の方であると思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） おっしゃるとおりです。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 23年12月議会でスポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備がなされたんですが、そのときにはこの体育指導委員に

関する条例は改正対象になってなかったんですけども、体育指導委員は今スポーツ推進委員と呼び方が変わっているということでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） おっしゃるとおり、教育委員会規則で太子町体育指導委員に関する規則というのが従来ございました。その、今議員がおっしゃったように、23年12月議会でそういったものをきちっと整備したときに、体育指導委員に関する規則も太子町スポーツ推進委員に関する規則という形で規則改正はきちっとできております。議員がおっしゃったのは、今現在ホームページ上にネットでアップしております規則のところの改正がきちっとできてないということで、規則改正は適切にできとんです。そして、なぜそういうことになってるのかなということも、私もちょっと気になりまして聞いてきましたら、きちっとアップするのが漏れてたということで、現実には規則上はスポーツ指導委員に関する規則という形になってございます。まことに申しわけないと思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 確認なんですけども、今はスポーツ推進委員ですか、体育指導委員の方とスポーツ指導員という2つがあるわけですが、その違いについて、またそれぞれ中学校の部活や小学校のスポーツ少年団の指導者との位置づけというんですか、その辺をちょっと確認したいんですが。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 申しわけなかったです。

体育指導委員というのはスポーツ推進委員になってございます。これは町で12名いらっしゃいます。その関係のものは整備されました。

あと、議員がお尋ねのものは、スポーツ少年団等の指導員として、体育館がそれぞれの種目ごとに指導員としてお願いしているのを現実にそういう名称を使っております。それ

それは体協からスポーツ少年団、そしてスポーツ少年団のそれぞれの指導員という形で、実技指導を主にやっていただいている方が、今議員がおっしゃった、そういう指導員という形になってございます。

ですから、スポーツ推進委員というスポーツ基本法に基づくそういう役割の人とスポーツ少年団等の実技指導されてる方とは名称が違うという形で御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 時間はまだ大丈夫ですか。

○議長（佐野芳彦） あと6分。

子供の安心・安全で質問してますから。その点だけちょっと踏まえてください。

○首藤佳隆議員 あと6分。

○議長（佐野芳彦） はい、あと6分。

○首藤佳隆議員 今いろんなことを確認している中で、スポーツ障害ということもあったりして、野球やソフトボール、サッカーやバレーボールといういろんなスポーツがあるわけですけども、スポーツに対するわざの指導だけではなくて、やはりけがに対する指導というのも大切なことだと思います。

そこで、確認ですけども、今中学校の部活動の指導者とか小学校のスポーツ少年団の指導者にはAEDの利用法だとか、心肺蘇生法だとか、マッサージやテーピングといったこともやっていくという前向きな答弁をいただいたんですが、そういったことも高度な技術ということで必要なんですけども、もっと基本的なけがの対処法、例えばもう本当に基本の基本、鼻血が出たらどうするかとか、すり傷のときは水で流すんだとか、捻挫の場合はRICE療法というものもあります。そういったことや、また食事等、睡眠の大切さとか、そういったことも含めてスポーツを行う、また指導する上で当然知っておかなければならない基礎的な知識がたくさんあると思います。これがスポーツにかかわる指導者や子供たちへの安全・安心教育の第一歩だと思

うんですけども、スポーツ基本法の第14条でスポーツ事故の防止等がうたわれております。そういったことを踏まえて、太子町の体育指導委員またはスポーツ指導者の方々においても、監督とかコーチは定期的な応急処置の知識を、やってらっしゃるんだと思うんですけども、定期的な基本的なことを踏まえて、指導者になろうとする方にはそういったことが当然わかってなってらっしゃると思いますが、子供たちの安全にかかわることでもありますんで、これは保護者としての願いでもありますし、スポーツを愛する者としての強い要望でもあります。このことについて再度答弁を求めます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 実際にスポーツ指導に携わる者として、事故の防止、また仮にそういうことが発生したとしても程度の軽減に資するために、そういった指導者の研修を体育館を中心に徹底したいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 最後になりますけども、指導者の方々の訓練も必要です。それよりもさらに大事なことは、子供たち自身も、教育長が自分の命は自分で守るということを身につけさせたいというふうなことを述べられましたが、子供たち自身もけがをしない、故障しないという意識が必要だと思います。子供たちへの安全教育についても前向きな答弁をいただきましたが、先生方や指導員、者のような応急処置訓練までする必要はないのかもしれませんが、スポーツ少年団の子供たちなんかも含め、周りの大人が真剣に訓練している様子を見ているだけでも勉強になります。意識も変わってきます。スポーツをする子供たちにも、救急処置の基本中の基本の事故程度のことや、とにかく助けを求めるんだとかという、周りに大人がいない場合の対応の仕方をメインにしたような安全教育をする必要があるんじゃないかと思いますが、その辺のことを再度答弁をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 議員がおっしゃるとおり、災いは忘れたところにやってくるというような基本もございます。これは、継続しながら、絶えず口が酸っぱくなるようにして、何度も何度も同じようなことを繰り返しながら、安全教育、安心教育に携わっていく者は心がけてこれを研修し、そして一つでもケアの軽減に、または縮小に努めていきたいと考えております。どうぞ御協力のほうもよろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 各スポーツ少年団にも、けがのときの基礎的な対応訓練をやりましょうと声をかければ、子供たちも当然保護者の方々もみんな積極的に実施してくれるものと思います。通学路の安全・安心もとても大事なことなのですが、こういったスポーツに関すること、運動に関することで大きな事故が起こってからではとにかく遅いんで、常日ごろから大人も子供も正しい知識と安全・安心に対する意識、そして助け合う精神、支え合う気持ちを育むことが大切であると考えます。

そして、それこそが住んでよかったと思えるまちづくりにつながるものだと思います。そういったことが自然に出てくるまちづくりをお願いして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、中井政喜議員。

○中井政喜議員 失礼します。通告に従い、中井政喜、一般質問をいたします。

その本題に入る前に、一言お断りとお礼を申し上げたいと思います。

と申しますのは、学校に関係する、教育に関する私の質問でございますので、私も学校の実態をある程度見て、そして先生方に聞ける部分は聞いておきたいということで、教育長さんをお願いしましたところ快く受けてい

ただきまして、そしてまた各学校の校長先生からも丁寧なる対応をしていただきましたことをこの場をかりましてお礼を申し上げたいと思います。

それと、教育に関する質問でございますので、はっきり言いまして、教育法という法律がございます、これに抵触しないか非常に私も気を使ってきたわけでございます。その中で、私は教育法の本を持っておりませんので、太子町の図書館に行きましてその本を少し読みましたんですけども、十分理解しておりませんので、もし私の質問の中でどちらかといいますと抵触する部分がありましたら、どうぞ指摘をいただき、また答弁等も控えていただいても結構かと思っておりますので、その辺を前段でお話ししておきたいと思します。

ということで、本題に入らせていただきます。小学校、中学校の英語教育の取り組みについてということで質問をいたします。

さて、現在町内小学校高学年、5年、6年生児童と中学校の生徒は外国語、すなわち英語の授業を学習しています。平成24年4月より中学校は新学習指導要領の実施により、外国人指導助手、と申しますとアシスタントラングイッジティーチャーという正式な名前らしいですけども、そのお名前の、現在略してALTを両中学校に各1名、通年配置され、よってより英語を学ぶ意欲と能力の向上の機会が与えられています。

そこで、小学校児童、中学校生徒の英語学習に関する以下の点についてお尋ねをします。

まず1点目は、ALTの配属の方の国籍、指導資格、指導実績等々、また人格など個人情報に支障のない範囲で御紹介をいただきたいと思します。

2点目、中学校でALTの学習指導内容と、また生徒は毎月何時間学習指導を受けているのか、また学校の現英語教師はどのような英語学習のかかわり方をしているのか。

3点目、小学校高学年の英語授業に関して

はAL Tの方はどのようにかかわっていらっしゃるのか。

4点目は、小学校、中学校の図書室には各学校において、英語に関する図書は何冊常備しているのか、また利用状況を紹介願いたい。

5点目ですけれども、現在のAL Tの任期は、そしてまた賃金とか住宅援助等の手配はどうなっているのか。

6点目になりますけれども、現在の英語の学習について、学校教育を指導される教育長の考えと今後の姿勢をお尋ねします。

以上、6点についてお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（佐野芳彦）** 教育長。

**○教育長（寺田寛文）** 中井議員の英語に対する御答弁をさせていただきます。

中学校には英語教育がございますが、小学校は英語ということをやっておりますが、外国語活動ということですので、英語ではなくて別に中国語でも韓国語でもよろしゅうございます。外国語活動ということで、外国の言葉を活用することによって国際理解を深めていくというような趣旨で導入されております。たまたま小学校も英語というものを取り入れて、中学校への円滑な移行を図っていくというような取り組みでございます。

それで、1番のAL Tの配属の方の国籍、指導資格、また指導実績等をお伺いですが、答えさせていただきます。

太子西中学校の外国語指導助手は、アメリカ、カリフォルニア州出身のティモシーバン、27歳で、カリフォルニア大学バークレー校を卒業後、アメリカで製薬会社等に勤務、昨年来日し、太子西中学校がAL T最初の勤務地となっています。ティモシー氏は大学で日本語コースを受講しており、学生時代より日本に対して興味、関心があったと聞いております。明るく元気で温厚な青年であります。このティモシー氏はアジア系ですので、より日本人に親しみがあるんじゃないかなと思います。

太子東中学校の外国語指導助手は、アメリカ、マサチューセッツ州出身の35歳、ウォルターバーロン氏でハーバード大学を卒業後、アメリカで学校の講師を務めた後、2011年に来日、大阪府堺市の中学校でAL Tとして半年間勤務しておりました。温厚な、人懐っこく、冷静で思慮深い人物であると感じております。

次に、AL Tの学習指導内容と毎月何時間の学習をしているのかと、中学校の英語教師はどのように学習にかかわっているのかという御質問ですが、AL Tには週17時間か18時間、1カ月にして約70時間の学習指導をお願いしております。基本的には、特別支援学級も含め各クラス1週間に1回の授業を行っています。教科書による指導の中で、さまざまな方法手段を使い会話や表現力の支援をしています。その間、担当の教諭は、AL Tと生徒の間に入り授業を進める手助けをしています。

3番の3つ目の質問ですが、町内の4小学校高学年児童の英語授業ではAL Tの方はどのようなかかわり方をしているのかということですが、小学校における5、6年生の外国語活動はAL Tではなく別の補助員と担任教師が授業を行うことが多く、基本的にはAL Tには1年から4年生への授業に入ってもらい、ゲームや音楽遊びを通して、より身近に外国語に触れなれ親しむ素地を養っているところでございます。

4番目の御質問で、小・中学校の図書室には各校英語に関する図書は何冊常備しているか、利用状況をということですが、小学校において、辞書、辞典以外ではアジア地域の暮らしやヨーロッパの食べ物といった国際理解分野の図書を約20冊程度蔵書しており、調べ学習の際に利用する程度で利用頻度は高くないと聞いております。中学校においても同様に、各校、辞書が40冊、図書は、西中が38冊、東中は20冊程度所蔵しております。

5番目の質問で、AL Tの任期または賃金、住宅援助等の手配はというような内容の

御質問ですが、A L Tの配置については、平成21年9月より民間業者に業務委託を行っており、A L T本人に直接の賃金の支払いや住宅援助等は行っていない。任期については、委託契約期間が平成25年3月31日までとなっております。

最後の御質問ですが、英語学習について、学校教育を指導される私にどのような姿勢でおられるのかという質問ですが、政治、経済を初め、さまざまな分野でグローバル化が加速的に進展し、異なる文化、文明との共存や国際協力の必要性が増大しているように考えます。英語を初めとした外国語は、グローバル社会を生きる我が国の子供たちの可能性を大きく広げる重要なツールであるとともに、日本の国際競争力を高めていく上での重要な要素となっています。求められる外国語の能力とは異なる国の文化の人々と外国語をツールとして円滑にコミュニケーションを図ることができる能力と言えます。円滑にコミュニケーションを図ることができる能力とは、例えば、異なる国の文化の人々と臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、相手の文化的、社会的背景を踏まえた上で、相手の意図や考えを的確に理解しみずからの考えを理由に根拠づけを加えて理論的に説明したり、議論の中で反論したり、相手を説得したりできる能力が上げられます。英語は、スポーツと同様に実際に使うことによって習得するものです。また、英語をコミュニケーションの手段として使うことができたという経験は、喜びや自信となって、英語学習に対するモチベーションの向上にもつながります。その意味でも、A L Tを通じて生徒が生きた英語に触れたり、実際に英語を使ったりする機会があることは大変重要なことであると考えます。

また、生徒が実際に英語を使う機会は授業以外にもほとんどなく、英語力の定着を図るためには、今後授業外においてもA L Tを活用する機会を充実させることも重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

私も小学校、中学校全てをお聞きしに回ったわけではございませんので。特に龍田小学校、それと斑鳩小学校、それと西中学校には出向いて行って生の声を聞かせてもらったり、また図書の状態等も見せていただいております。ほかの石海小学校と東中学校、それから太田小学校等につきましては、工事をされてますんで、余りそういった面で気を使わせてはいかんなかなと思うので、それは私のほうからあえて現場の声を聞きにも行ってませんし、見にも行ってませんので。

見に行った中で、西中の先生、教頭先生だったんですけども、その先生に少しの時間おつき合いを願ったわけですけども、教頭先生いわく、以前のA L Tの方は日本語が余りしゃべれなくて、なかなかコミュニケーションがとれなかったと、今回配置されておるA L Tの方は日本語もまあまあよくしゃべられるし、子供たちとも会話もできるし、教職員もいろんなところで、そういう会話の中で勉強する部分があるということで、非常に好感を持っておられました。じゃあ、東中に関するところは、龍田小学校のほうに来られますので、その中ではやはり割と気さくに、英語は当然のことながら日本語も少しはしゃべられるんで、また教師も職員室におられていろんなところでお話をする機会があって、また教師のほうもよく勉強になっているというようなことも言われておられました。いいA L Tの方が配属されたということが好評だったと私は思っております。

そういう人選に際しましても、なかなか難しい部分があるかと思いますが、今回そういう評価を受けたので、私どももせっかく英語に取り組もうとしているんですから、子供たちに興味をしっかりと持たせて、将来の国際社会、日本はこれからどんどん国際化するわけですから、英

語力をつけて、やがて社会に出て立派な活躍をしていただきたいという願いを持っておりますので、そういう意味で立派な人に助手をしていただいているということを感じておるわけでございます。

また、今後任期がございますので、将来どうなるのかなという心配はしておりますけれども、立派な人をぜひこれからもお願いしたいということで、その辺のことはどうなのかなということをや一度、この辺まで聞いていいのかわかりませんが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 来年度の契約については学校現場、そしてまた本人等との御意見も聞きながら、再度契約するかはそれを踏まえてさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 できるだけ前向きな方向でお願いしたいと思っております。

2点目に入りますけれども、今時間数等言われたわけですから、その中で私も実際授業されているところが気にはなったんですけれども、教頭先生はどうぞ見てくださと言われてましたんですけれども、やはりそれによって子供たちが逆に気がそれてもいけないかということで、その場はちょっとまたの機会ということで引き下げてきたわけでございますけれども、かなり先生方もそういった面で英語教育には力を入れておられるなということを感じました。

それと、現在日本の英語の先生というか、今の担任をしておられる英語の先生とALTの方とのコミュニケーションも、先ほども言いましたように、日本語がALTの方はある程度できるようですので、よくコミュニケーションがとれているということで、かなり好評をいただいているわけでございます。そういうことで、本当に子供たちが学校において学習する中で、きっと成果が上がっているんだなというふうには感じております。

それと、次に3点目に入りますけれども、私もよくわからなかったんですけれども、小学校では5、6年生はもう英語の教師が担当されているということで、あと1年から4年生まではALTの方がいろんなところでずっと英会話等に親しむような感じで対話されているということで、勉強じゃなくしてそういうことを言われてたんですけれども、それでも結構私は子供たちは興味を示すと思います。そういう面で本当に感心しております。

その中で、ALTの方が帰られたら、英語に関する本はどれぐらいあるのかなということで、私も興味を持って図書館を見させていただきました。私が見落としたかわかりませんが、子供たちに対する評価というんでしょうか、そういう英語のさわりです。学習というよりも英語に関する何かきっかけのような本があるかなと思って見たんですけれども、私が余り細かくがさがさするのもしょうかなと思ったんですけれども、少ないという気がしました。西中におきましては、先ほども言われましたように、40冊近い本があるということで、それは確認をしてきました。東中は若干少ないかなと、先ほども言いましたけど、20冊余りだったんで、その辺の差が何でできたのかなというところも気にはなるんですけれども。

私も、英語はよく勉強しておりません、恥ずかしい話ながら。これからは、英語はやっぱり自分が社会に出ていく中で決しておろそかにできる部分ではないと私は思います。しっかりと基礎段階で英語を学ぶということは大事なことで、その辺は我々がタッチするところではございませんので、できることならどっかの休憩時間に教室の中に身近なところに、そういった英語に触れる部分のものを常備されてはいいいんじゃないかなということと、先生方に聞きますと、子供たちはやっぱり本につきましては新しい本に興味を示すと、ほとんど見るのは新しい新しいものを追っかけていく傾向が強いと、

小学校、中学校も含めてですけれども。そこで、本が古くなりますと、どうしても子供たちはそこから目を背けると、そういう傾向が強いと言われました。そしたらどうしたらいいんであろうなということでお話をしていたんですけれども、できたら学校にいただくお金、そういった本も買える手当てではできないだろうかなというようなことをいずれの学校の先生も申されました。高額なお金はさておき、毎年わずか3冊か4冊でもいいんですけれども、そういうふうな新たな新書を入れていただくような配慮ができないものかなというふうに思ってますけれども、この辺はどんなぐあいでしょうか。私もここまで聞いていいんかどうかわかりませんが、いかなものんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 各学校に管理的な消耗品、また教育振興費のほうの消耗品と、それぞれ学校の図書の充足率等も勘案しながら、それぞれ年間ふさわしい、できれば多いほうがいいんですけれども、やはりそれなりに予算も配当しておりますので、議員のおっしゃるように、新刊もそれぞれふさわしい冊数をそろえていけるようには配慮してるつもりでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 本の購入に際しては、もう全て費用が渡った時点で学校が判断されて、それでそれぞれの本を買っていくなりその費用を使われるということと理解してよろしいですか。そのように理解しますけれども、先生方の意見としてはまだお金が少ないんでなかなか回しにくいんだということは現実には言われました。

だから、なかなか財政の厳しい中で、ここまで私が言っているのかどうかわかりませんが、できることならそんな高価なお金でなくても、ひもつきで、これはこれに使いなさいよと、英語に対する教材に使いなさいよというようなところも一度考えていただいた

らいいんじゃないかなと、このように思っておる次第です。これは要望しておきます。よく検討されたらいいかと思います。

それと、私は3つの学校、龍田小学校、斑鳩小学校、それと西中の図書館それぞれを拝見させていただきました。その中で、なるほどきれいに本は本棚に詰まっております、きれいに整理はできております。その中で、私が気になったのは、先生にも言うたんですけれども、先生、地震がいったら、倒れたらどないなるのということを言いました。大きな棚になりますと私より身長が高くて、1メートル80から2メートル近い、2メートルもないでしょうね、ぐらいいな高さで、幅が2メートルは十分あろうかと思います。その本棚にしっかりと本が詰まっているんですよ。それが、もし地震が起きて、子供たちがその間で、例えば本を探しているときに、そういったことに対処した場合は大きなことになるんじゃないかなと。私もそこで一瞬は迷ったんですけれども、耐震工事をされてますので、2階であるからこれは倒れないのかな、大丈夫なんかなという気持ちを持ちました、それが1点と。

それと、図書室の中に英語に関する教材等があります。その中で、探すのに困るんです。私、見せてくださいと言ったんですけど、どこにあるんかなと思って、そういった部分は、ある種は特異な勉強なのでそんなに間もとらないんで、明示をしっかりとされてもいいんじゃないかなという気はしました。その辺私がそこまで食い込んで物を言ったらいいのかわかりませんが、それも一つ、できることなら検討をいただきたいと思うんですけれども、その見解を聞かせてください。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 後段の外国語活動用の教材等につきましては、やはりコーナーを1カ所に集めるほうがふさわしいと思いますので、そういった面では学校のほうへそういうコーナーをつくるように指導はしたいと

思います。

あともう一点、転倒防止の関係です。それにつきましても、なかなか難しい面はあるんですけども、やはり書架同士を結びつけることによって転倒防止につながる面も大いにあると思います。そういった面も研究するように学校に申したいと思います。学校では、日常安全点検という形で、手でさわったりしながら、そういった面の危険の防止のための点検は毎月きちっとやっておりますので、そういった面で転倒防止等についても再度気を配るように申したいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 ぜひその辺も含めまして、いま一度再点検をしていただきたいと思います。それによって大丈夫だと言うのであれば、それで結構ですけども、たまたまそういうことが目につきまして、教頭先生等に、校長先生にもちょっと危ないじゃないですかと、今どきはクッションというんでしょうか、そういう免震の方法のかますものがあるようですので、そういう方法もされてもいいんじゃないかなということとはちらっと言っておきましたので、その辺は教育委員会のほうでまた検討なり、現地を見ていただきたいと思います。

それと、私のほうから一応大まかな話は聞かせていただいたんで、ある程度は理解できました。その中で、最後になるんですけども、通告はしていませんけれども、北川町長にちょっと聞きたいものがありますので、関連事項ですので御質問させていただいてよろしいでしょうか。町長よろしいですか。

○議長（佐野芳彦） 内容をちょっと言って……。

○中井政喜議員 内容ですか。内容は、幼稚園児が英語に触れる部分ということの関係でございます。

それは、北川町長は就任の挨拶の中で、子供たちの学力の底上げにつなげていきたいというようなことを言われておりますので、そ

の中で私は幼稚園児が英語に触れるのは斬新であるというふうに思ってますので、今現在の町長のお考えといたしますか、そういったものを再度確認をしたいんですけれども、できましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 町長、よろしい。

教育長でもよろしいか。

（中井政喜議員「じゃあ、結構です」の声あり）

教育長。

○教育長（寺田寛文） できるだけ小さいころから英語に携わるということは、本当にそれはいいことだと思います。現在、太子高校と連絡をとりながら、太子高校の英語クラブというんですか、そういう部活を通じながら、教師引率のもとで各園を要望があれば回っているところでございます。そういう意味で、英語に小さいときから携わるというような活動をこれからも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 私も、今回この一般質問をする中で、正直関心を持っております。できるだけ成果が出るように期待をしております。

私は、町立図書館に行きまして、その小さな子供たちになじめるような本はあるかなということで見てきました。そしたら、こういう立派な本があります。「はじめの一步は単語からこれ英語でなんていうの？」というような題名で、いろんな絵と、それからスペルと、それから発生の言葉が対にあります、優しく日本語で書いている本です。こういった本を、図書館の職員に聞きますと、中には熱心なお母さんがいらっしやいまして、結構子供たちを連れて読み聞かせをされていると、また時には貸し出しもしてますよと。その履歴を見ますと、きょうはちょっと古いですけど、24名の方がこの本について携わっております。こういったこともありますので、これからは幼稚園の中でもこういったことをし

っかり進めていただいたら、私はいいんじゃないかと思いますので。本当にいい本です。それだけ紹介して、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で中井政喜議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後１時とします。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午後０時59分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、平田孝義議員。

**○平田孝義議員** こんにちは。７番日本共産党の平田です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

１項目めの災害時支援が必要な高齢者障害者対策についてで、２月３日西播磨消防組合設置宣言式がたつの市アクアホールにおいて行われ、指揮命令統一の一元化による効果的な出動態勢、災害や事故の大規模複雑化、住民ニーズの多様化などに対応した取り組みの中で、西播磨消防本部が今後業務スタートするわけであります。災害時要援護、いわゆる支援が必要な高齢者、特にひとり暮らしの人、障害者に対しどのような支援でかわっていくのか、東日本大震災を期に要支援体制づくりを課題として各地で集い、また勉強会などが開かれております。災害が起きれば必ず社会のもろさをあらわにいたします。そういったことからして、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大災害をどう生き抜き、どのようにして命を落としてしまったか、しっかり学び、教訓として１点の質問でございます。自分の身は自分で守る、これが本来基本であります。ただ守ろうとしても守れない、特に障害者で身体弱い人たち、またひとり暮らしの高齢者の人たちに対する要支援が必要と思われますが、今後どのような実施対策を講じるのかといった点と。

また、本年も昨年同様、北川町長の施政方

針の中で、災害時に支援が必要な高齢者や障害者などの要援護者の避難支援対策として、災害時要援護登録者個別計画書の情報整理を自治会、民生児童委員などの協力により、未登録者の個別計画書を早期完成を目指しますとありましたが、どの程度進んでいるのか、これも伺います。

それと、②について、これもお年寄りの人たちに関連した件でございます。

災害情報発信等に関しヤフー株式会社と協定を結び、ホームページ、携帯電話など、ヤフーサービス上にて災害ブログを一般に広く周知徹底することになりますが、災害時の状況は各地域によって全く違うことがあります。協定は各自治体とヤフー社が連携し、インターネットの特性を活用し、きめ細かくタイムリーな災害情報を住民の皆様にお伝えすることを目指していくためのものでありますが、自治体から発せられる避難勧告、避難指示や自治体によって指定される避難所情報、その他さまざまな災害に関する情報に対し、確かにいつでも情報確認ができる、また便利なものであります。その反面、使えない、また見れないお年寄りの人たちにとってみれば、そういった情報が何かそれなりの対策を講じることができればいいのであります。

そういった中で、１月30日、あすかホールにて防災講演会の講話で、30年以内に起こるだろうと言われている地震の確率は、南海地震が60%、東南海地震70%、東海地震が80と言われ、今後起きるかもしれない山崎断層のずれによる地震、これが起きれば震度8から7、ほとんどの住宅は倒壊するとの話でありました。

また、最近の気象状況の変化、それに伴う台風による暴風、大雨、洪水、崖崩れなど、避難発令対策として声の出る防災指示など、太子町全域について同時情報発信ができるスピーカーなどによるシステムを考えられたらどうかという、この点と、配備することになればどのぐらいの予算が必要なのか、この２

点をお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 私のほうから1点目の災害時支援が必要な高齢者対策につきまして答弁させていただきます。

まず、平成23年9月補正によりまして、地域支え合い体制づくり事業としまして、災害時の要援護者支援システムを導入しております。それには、ひとり暮らし高齢者の方、また高齢者世帯の方々、重度障害者の方々等の災害時において避難支援を必要とする災害時要援護者の登録制度について広報いたしまして、民生委員、児童委員の御協力をいただき、現在787名の方が登録されております。登録に際しましては、登録内容を自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等へ情報を提供することを承諾を得ております。昨年度から本年度にかけて、各自治会の自主防災組織の役員の皆さん、また民生委員、児童委員の皆さんと登録された方の情報の共有を図り、お住まいの近くの危険箇所や避難場所、それぞれに応じた避難経路などを確認させていただいております。

また、避難に際しまして近隣の方々の手助けが多く必要とされる方や人工呼吸を使用されているとか、血液透析が必要な方などには、個別避難計画を順次作成させていただいております。御本人及び自主防災組織並びに民生委員、児童委員と情報を共有し、地図情報も兼ね備えておりますので、地図情報と連携した災害時要援護者支援システムとも連動させ、新規登録される方などの情報も随時更新し、万が一の場合に備えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私のほうからもつけ加えたいと思います。

過去の大規模な災害時には、高齢者や障害者など、支援が必要な方が亡くなる確率が高くなっており、避難行動や避難所などでの支援の重要性が教訓として上げられております。

本町におきましても、災害時要援護者支援マニュアルによる避難対策や備蓄品の整備などの対策を講じております。災害時要援護者支援につきましては、今福祉部長から説明がありましたので、私のほうからは災害時の備蓄などについて御説明いたします。

災害時の備蓄品のうちで、高齢者用として、西播磨地域防災対応計画に基づきまして、非常用のおかゆ200食、また紙おむつ206枚、それから乳幼児用といたしまして、粉ミルク20缶、哺乳瓶30個、紙おむつ700枚を備蓄しております。その他、洋式の仮設トイレを備蓄いたしております。

また、指定避難所での避難生活が困難な高齢者などの負担を少しでも軽減するため、福祉避難所としてサンシャイン青山と災害協定を締結いたしております。今後は高齢者の割合が増えることから、災害の教訓や先進的な事例などを参考に支援体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目でございますが、平田議員が指摘されている設備は同報系防災行政無線のことと思われます。災害時等の情報の伝達手段として、町内全域に一斉放送が可能な設備であります。これは、町内の各所にスピーカーなどを設置し、役場からの情報が一斉に放送されるシステムとなっております。このシステムには、一斉放送機能のほかにも双方向の通信や戸別の受信機など、さまざまな附帯機能があります。整備に必要な経費としては、スピーカーの数や附帯設備などによりまして大きく異なりますが、おおむね他市町の事例を聞いてみますと、二、三億円が必要で、整備内容の計画作成から完了まで、やはり2年から3年はかかるような大規模な事業になると考えております。災害時の情報の伝達手段として同報系防災行政無線は有効なため、整備の必要性は認識しておりますが、整備には多額の費用が必要となることから、新庁舎が完成した後に国の補助金なり起債なり、いろんなメニューと財政状況を勘案しながら、整備についていろいろと勉強していき

たいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 高齢者、障害者に対するの要支援に関する回答を詳しく説明をいただきました。

災害の避難場所、情報、それに対する災害でのマニュアル、災害に対する備蓄、トイレ、そういったことを今回答いただいたわけで、情報に対するスピーカーなどのシステム、これも将来に向けて考えるということで、ぜひこれはやっていただきたいと思っております。

それと、ちょっと形を変えて、方向を変えてですか、ちょっと質問をさせていただきたいんですけど、太子町は現在他の地より若い人たちが多く住み移っております。その中で、新興住宅地については近所のお年寄りとのつき合いに対し知り合いになるまで時間がかかる。その点、古い自治会では子供と近所の大人の人たちが顔見知りになって、いろいろなことに対しても助け合い、こうしたことによって町内会住民の取り組みで災害から弱い人たち、ひとり暮らしの高齢者、子供たちも未然に助けられたといった事例が挙げられております。日常的に地域に参加することが防災でも重要で、安全なまちづくりにつながると思います。

このような仕組みを言葉尻でなく実践に結びつけるのは、自治会を通じ行政の最初の仕事ではないかと思われまます。この件についてどう思われますか。お願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 議員も御承知のように、各自治会で自主防災組織というものがあるのは御存じだと思います。ですから、新興住宅、またまた古い昔からの自治会、いろんなその年齢構成がありますが、いま一度非常に自主防災組織の活動が盛んな自治会があることはもう御存じのとおりだと思います。

ですから、そういった中で、年齢、男女を問わず、太子消防署が常に自主防災組織の活動に際して支援、またいろんな知恵を授けて

くれたり、実際にしてくれております。役場玄関に入ったところにも太子消防署による自主防災組織の活動状況などの写真が上げられております。ですから、もしまだまだ自主防災組織が、いやいやそんなにまだみんなまとまってないよという自治会があるのであれば、ぜひ企画政策課のほうに御一報いただきましたら、太子消防署のほうと連絡をとり合いまして少しでも活動が活発になるようにお手伝いしたいと、このように思っております。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 自主防災組織は、私も知っております。ただ、これを実践に向けて訓練などがなされているのかなということもいつも思います。

そういった中で、太子町の場合は本当に災害に恵まれております。そういう中から、危機感的なものは余り考えられてないということがございますので、そういう中で、そういう実践に向けた訓練、こういうことも必要じゃないかなと思ったわけで、このような質問をさせていただきました。

それと、2点目でございますが、要支援者登録の件でございます。

以前に、ひとり暮らしでおられる高齢者、障害者の方々と、自治会単位で調査している中で、障害を明らかにしたくないなどで同名簿への登録を不同意された方々がいることをお聞きいたしました。そういった人たちは、地域や行政から見えないところにあり、災害時にはそのような人こそ支援が必要になるのではないかと思います。そういった課題もありますが、そういったことで、この件に対してどのように思いますか、お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 今現在、先ほど申し上げました787名、これらの方々につきましては、やはり個別に支援システムに登録して、いわゆる福祉票というんですか、そういった形で個人情報を開示するというのも同意されて署名もされておりますので、こ

ういった方々につきましては、自治会のほう、また民生委員さん、地域の方々に情報を開示しまして、要支援ということで支援体制はつくっておりますが、個人で個人情報を拒まれる方につきましては、自治会長のほうに御連絡申し上げまして、そちらのほうでやはり要支援、要であるということを申し上げまして、支援体制の取り組みには自治会単位で入っていただくというような形で申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 要支援の登録者の方が788名ですか。

（生活福祉部長山本修三「787」の声あり）

787。この件で同名簿に登録を、いうたら不賛成というんですか、私は登録しませんよという方もございますか、今現在太子町のお年寄りの中でそういった、障害者の方などでいらっしゃるのでしょうか、それをお聞きます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 人数はちょっと把握はしておりませんがおられます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ぜひそういう方もできるだけ登録して、そういう支援が必要でありますよということをやっぱりされたほうが将来に向けいいんじゃないかと思しますので、ぜひそういうこともやっていただきたいなと思います。

それと、災害時要援護者の日常把握ということで、民生委員、また自主防災組織、また自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護の状況を把握し、災害時、迅速な対応ができる体制を整備する必要があると考えられます。先ほども言いましたように、太子町は災害に対し本当に恵まれております。何が起きたらどうなるかといったことも考えたらいいんじゃないかと私は思うわけでございます。

そういったことで、例えば災害が起きた、対応にかまけ、とうとい人を守る、防ぐことができなかったとなれば、当然これは行政が責任を果たしたことになります。そういった中で、どうかそのようなことがないように提言をして、この質問を終わらせていただきます。

次に、学校教育について質問でございます。

全国の学校においていろいろな諸問題が起きており、いじめ、暴力に走る事件も多く報道されております。全ての子供の成長、発達を保証する民主教育の中において、その背景には一概には言えない社会環境の悪化による社会のひずみ、親の貧困など、学校現場だけで解決し得ない深刻な問題、保護者や地域一帯のかかわり方など、また管理下にある教育委員会、教育現場と情報の共有、公開の努力も必要と思われます。事が起きてから報告でなく、子供の生活、授業の態度、放課後の激変など、感じるものがあると思いますが、この問題になるのは、教育者の立場からして親への情報の開示は難しさがあると思います。でも、気楽に親も子供も教師も相談に乗れるようなカウンセラーが学校に必要だと思います。教育委員会としてどのように思われますか。

また、いろいろな問題が生じたが、なったことの詮索ではなく二度と起きないために原因の究明はなされたのか、どのような対策を立てられたのかお答えをいただきます。

○議長（佐野芳彦） ちょっと、平田議員、学校教育については(1)から(3)までをまず質問してください。

（平田孝義議員「全部」の声あり）

続けて。

○平田孝義議員 2点目についてです。

学校教育は幼児、児童・生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、社会の有意な形成者として質の育成を目標とするものでありますが、今後起こしてはならない大きな問題

としていじめ問題。国民の暮らしを支えるさまざまな制度、親の転職、転勤といった社会環境、そういった中で、子供をめぐる教育環境の改善が強く求められている中で、子供にとって対人関係を学び成長する上で困難を抱えた年ごろで、教育問題は深刻な問題であります。そういった問題の中で、一部の子供たちが大多数の中ではなじめなく増え続けていると報道をされております。このようなことが発展しいじめに結びつくものと考えられます。起こらないことを願い、教育委員会、教育者の立場からどのように思われますか。

それと3点目に、学校から全ての体罰、暴力をなくし、子供たちの命と人権を尊重する上で、悪いことをしても注意の仕方、指導方法の一環として怒ったとすれば、一方的に教育者が悪いと言われることが現実であります。私が聞きたいことは、専門家であるはずの教員の多忙化は深刻で、昼の弁当を食べるのが夕方になるなど、過密勤務の実態、学校現場で授業時間にますます教職員は多忙化し、子供とじっくり向き合う時間がとれないといった状態であると他の地域の教育関係者にお聞きいたしました。当町におきまして、この件に対しどうなのか、これもお聞きいたします。

この3点をお聞きいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 平田議員から学校教育について3点の質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の太子町内での中学校においてのいろいろな問題が生じていること、原因究明、今後の対策ということについてでございます。

中学生による暴力行為や喫煙、地域の人たちへの悪態や暴言等の問題行動、さらには落書き事件など、いろいろな問題が起こっており、皆様には御心配をかけております。生徒が問題行動を起こす原因については、その生徒の家庭環境や学力、友人関係など、心理的ストレスや対人間関係能力の不足、また家庭

や学校での居場所のなさが原因になっていることが少なくないと考えられます。自分は必要とされる存在、大切にされているという自尊感情の低さから、人間関係がうまく結べない、思いやりの心が育ってない生徒が増加しているように思います。また、寝ること、食えること、着ることなどの基本的な生活習慣に課題がある生徒も増えてきております。また、保護者自身が経済的、社会的に息苦しさを感じていたり、子供への愛情をうまく伝えられなかったり、子供が生きがいの全てでないと考える価値観の多様性も影響しているかもしれません。

ただ、大多数の生徒は前向きに生活や学習、部活動に取り組んでいます。いじめや暴力行為、不登校や喫煙等の問題行動に対して、教師と生徒が人間的な触れ合いを通して心のきずなを深め、好ましい人間関係を築いていく中で、未然防止、早期発見、早期対応を図ることが重要であると考えております。

2点目の御質問でございます。

今後大きな問題として考えるのは、いじめ問題、貧困問題、子供たちをめぐる教育環境改善が強く求められている中で、対人関係を学び成長する上で困難を抱えた年ごろ、大多数の中でなじめない子供たちが増えていると思う中での私たちの立場からどのように思われているかというふうな御質問でございます。

中学生という時期は、一人一人の中で急激に発達し、大人になっていく側面と子供時代からそのまま引き継いでる側面とがさまざまなバランスで共存している時期であると思います。大きな変化の時期だけに、自分で捉えている自分と人から見られている自分とのちぐはぐさに戸惑い、自分がどんな人間かを確かめようと悪戦苦闘する時期であります。

また、多くの中学生が本音を出せない、周囲と歩調を合わせる人間関係をとっているとも聞いています。心の中で外の人間関係でもいろいろな葛藤を抱えており、そういった葛藤が長期間変わらないまま続くと、いわゆる

心の問題となってあらわれていることがあり、それが無気力、不登校、不安感、摂食障害、あるいは集団になじめない、こだわりが激しい、人といると緊張するといった、さまざまな形となってあらわれていくことが多くあります。

また、家庭や地域の人間関係が希薄化し、メールやインターネット、ゲームなど相手の本当の姿が見えにくい世界でのかかわりも多くなってきております。このような時代であるからこそ、学校現場では共同作業やグループ活動、体験活動を取り入れ、集団活動を通して自他の理解を深め、それぞれのよさを発揮させながら、実感を伴う人間関係や人間関係形成力を育てていけるよう努めてまいりたいと考えています。

3点目の御質問でございます。

教師の多忙化というような内容だと思いますが、教職員の多忙化は当町においても例外ではなく、一人一人の教職員が意欲を持って職務に取り組み、教師と生徒がゆとりを持って触れ合い、生徒理解や信頼関係が深められるよう努めているところでございます。学校業務の改善として、公務、業務のＩＣＴ化や共有化の推進で、あゆみ、出席簿、指導要録、旅費命令簿等の電子化を図りました。また、卒業証書台帳の電子化に向け作業を行っております。

次に、会議、研修、指定研究、学校行事等の縮減、精選、効率化の推進です。各学校内の部会や各種委員会において、長時間にならないよう共通理解を図ったり、同種の委員会を同時開催するなどの工夫を行っております。

また、ノー残業デー、ノー会議デー、ノー部活デーの取り組みや、図画や書道等の作品募集についての精選を行っております。現実としては、小さな取り組みではありますが、教職員が心身ともに健康であるようメンタルヘルスに力を注ぎ、子供たちと向き合う時間をできるだけ多く確保し、心の通い合う学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

す。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 教育長からの今の回答をいただきまして、生活習慣、教育委員会としては対応、対策、集団活動に対する教育、そういった対策を講じられ、心の問題、当町において教育者の多忙化についても教員は頑張っておられるということをお聞きいたしました。

そういう中で、ちょっと余談でございますが、小児科専門医師によれば、子供たちにとって3歳は3歳のときに経験しなければならないということをお聞きしてまいりました。それを次の年にやればよいというものではないと、子供はお日様や土、水、風など、自然と戯れることで五感が育ち、また外遊びは想像力や集中力を宿す、また忍耐力にもつながると指摘しております。それから察しますと、保育園、幼稚園、延長すれば小学校児童、また中学、生活、教育において大きく影響するものと思われます。教育委員会として、この件の連携はどのようにお考えですか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 平田議員がおっしゃることは小児科の医院さんからお聞きになったとおりでございます。三つ子の魂百までというようなことがございまして、小さいときの五感の感覚というものを養えることが本当に大事なことを考えております。

にもかかわりませず、今の社会情勢では資本が中心で、働くこと、そしてそれを教育にというようじゃなくて利己的な方面に使用されていって、なかなか子供が孤立しているというような風潮が多く見られております。その中での幼・小、または小・中との連携を図り、そしてそのような子供が小学校に来る、または小学校から中学に上がってくる、その児童の、または生徒の様子を事細かくチェックいたしまして、小学校教育に、または中学校教育に連携を図りながら反映してるところ

でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 教育長、ありがとうございます。これもちよっと余談で、私も聞いたことをちよっと御報告させてもらったということなのでございます。

それと、両親の不仲、これによって自分のせいだといらいらを起こし、自分が自分でもうどうにもならない、そういった中で学校にて暴力を訴えると、そういった子供たち、それと自分を責め、リストカットを繰り返す子供もいると聞いております。これは太子町で起きたことでは全くございません。神戸のほうで教育関係の講演会に入らせていただきまして、こういうお話を聞いてきたわけであります。

そういった中から、生徒たちの荒れの背後に家庭の貧困の深刻化があると、問題児に対して保護者との連絡は確実にを行っているのかなど、こういったことが出されておりました。子供たちに将来やりたい職業とか、また子供たちに作文を書かすとか、そして卒業したらどういう仕事をしたいのか、そういったことを調べ、また子供たちに体験学習をやらせることがいいんじゃないかということも聞いてまいりました。

それと、太子町で、前にも一度聞いたことがあるんですけど、授業中に生徒が立って歩き回るといったことに対して、太子町の教師としてはどのような指導をされているのか、これもちよっとお聞きしたいんです。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 平田議員がおっしゃるように、家庭の崩壊、または今見ておりましたら非常に離婚率が高く、そして一番犠牲になっているのが児童、幼児、生徒でございます。一番親の愛情が欲しいときに、その親の背中を見て育てなければいけないときに、そういうふうにして夫婦不仲、または欠損家庭というような事態が発生しとるのも事実で

ございます。その中でも、一生懸命それに乗って越えて育つ子供もおりますが、その精神的圧力によって、その道を外す生徒もおります。そのような中でも、学校並びに地域によってその子供たちを見守り、抱きかかえ、成人として見守っていくのが私たちの仕事でございます。一人一人とかかわりながら、行ったり来たりしながら、今悪戦苦闘しているのが皆さんのお目につくところじゃなかろうかなと思います。

また、次の授業妨害等についての行動でございますが、やはり学校は勉強するところでございます。学校で他の大多数の生徒が勉強してるのについて妨害があれば、その生徒を立たすなり、または少し教室から離れさすなりとしながら、まず学力保証というようなことを中心に指導してるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 説明ありがとうございます。

最後ですけど、荒れる子供たちは、多分夢の実現を阻むさまざまな社会の矛盾を感じていると思うわけであります。子供たちのよい友達、よく言われるのは友達がよければその子もいいんだといったような、何でも話し合える友達をつくることも、またつくらすことも現場教育者の務めであると思います。そういうことは教育委員会の役割であります。そういった形で、いろいろな形だけにとらわれず、私がお願いしたいことは子供たちの心に傷ついていることが何だろうかということ、また一部の生徒のことなので放っておこうじゃないかというようなことでなく、正しいことは必ず責任を持ってやっていただきたいと思います。

それと最後に、先ほど教育者の、時間外です、時間がとれないといったような勤務実態、これに対してちよっとお聞きしたいんですけど、全教の教育調査によると、教職員の時間外勤務が月平均が90時間で、勤務実態調査は10年ぶり39都道府県からの回答で調査し

たものを見てまいりました。時間外労働を校種別で見ますと、最多は中学校で100時間37分、年齢別で見ますと25歳以下が102時間24分、26歳から30歳が98時間27分となっており、若い世代ほど長時間で、また部活の顧問は顧問をしていない教員より月20時間も長く働いている、また35人以上の学級を担当する教職員は30人以下の学級よりも月に23時間以上働かなければいけないなど、このような回答が出ております。また、仕事に追われ生活にゆとりがないが70.8%、授業の準備をする時間が足りないが72.2%、行うべき仕事が多過ぎるが81.5%に及びます。

これに対し、太子町の学校のほうはどうなんでしょうか。これもちょっとお聞きしたいんですけど、過密、時間などが多いという傾向にあるのですか、それもお聞きいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 教職員の長時間勤務について御理解をしていただく議員さんが1人増えたということは、本当に現場の先生にとって励みになるんじゃないかなと思います。最初のお言葉のように、何かあれば先生のほうと、教職員というふうに責められることが多い中で、先生の勤務実態をこう調べていただいたことは本当にありがたいことと思っております。私どもの中では、始業時間があって終了時間がないというのが、これはもう通説でございます。最初のチャイムがあって、あとはいつ帰れるかわからないというようなこと。

例えば、今も出てました授業妨害をするという子供を外へやれば、その子の授業のまた遅れた分を確保しなければいけない。そして、一人の生徒と向き合う時間を確保すれば、自分の本来の仕事がおろそかになるというふうにして、かかわればかかわるほど自分の本来の仕事ができなくなる、そして教材研究もできなくなるというふうな悪循環並びに自分を自分で責めていくというような実態が太子町の職場、または全国的な教職員の職場

であるのが日常茶飯事じゃなかろうかなと考えております。

その中で、今も言いましたように、事務的なことを少しでも軽減化して、そしてそのあいた時間を生徒と向き合う時間を押しながら、生徒がよりよい方向に進んでいくように毎時努力していつてゐるわけでございます。そういう意味で、また議員各位並びに地域の皆さん方の御協力を得ながら、子供たちを本当に健全な子供たちに育てていくように、ともに努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 この件も極力改善されることを願いまして、最後に教育振興基本に基づき、太子町各学校において、幼児、児童・生徒のすぐれた個性を伸ばし、知、徳、体の調和のとれた人間形成を宿するための命をととび、心や身体を鍛え、たくましく生きる力を養うことを、今後教育推進の中で期待をし、以上で私の提言と質問を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 引き続きまして、9番井川芳昭、通告に従いまして一般質問を行います。

その前に、先日も北川町長のほうから平成25年度の施政方針の話があって、その中でも最も重要な事業として位置づけておられる新庁舎建設事業を、実施計画を早急に完成させ工事の着工へと歩み向かうという内容の話もありました。私は、この29億円の事業は絶対に認めることはできませんし、今でも無駄であるというふうに思っております。新しい庁舎をつくっても、和のまち、またつながるまちにはなりません。

○議長（佐野芳彦） 一般質問の場ということとは違います。

○井川芳昭議員 町長の施政方針の中にはかなりお金のかかる事業施策がいろいろとあり

ますが、私が今から質問している、こういった鹿の鳥獣の農作物の被害についてのことは以前からある程度問題視もされていて、そういったことに関しては施政の中には入っていません。

これについては、被害を受けておられる町民の方々も、もっともっと強く要望していけば何とかなったのかなってというふうに思えますけれども、新庁舎に莫大なお金をかけるよりも、こういった住民の声を一つ一つ拾い上げて問題を潰していくことが、住民の安心・安全につながるまち、またいきいきと暮らせるまち、住んでよかったまちになって、ひいては町長の目指す町になっていくというふうに思います。新庁舎を建てるのが住民の望んでいることでないことを改めてこの場で提言いたしまして、質問に入っていきたいとします。

質問、鹿等の野生鳥獣による農作物への食被害の対策について。

今現在太子町の太田、また龍田地区の山々には多数の鹿が生息し、農作物への被害が年々拡大し、農作物の生産者の方々は生産意欲が低下し大変困っておられます。また、当該地域住民の生活圏に餌を求めて出没しているので、住民の方々も、たびたび鹿等に遭遇し危険を感じておられます。これについて5問の質問をいたします。

1 番目、現在の鹿の太子町の生息分布と個体数の把握はできているのかを伺います。

2 番、現在の鹿の農作物への被害の具体的な内容と現状についてを伺います。

3 番目、平成24年度の鹿の農作物への被害対策の取り組み内容とその成果を伺います。

4 番目、鹿の生活圏への侵入と、住民への身体的な被害報告の事例があるのかないのかを伺います。

5 番目、今後農作物の被害地域拡大抑制を図るため、具体的にどのような取り組みをしているのか、5点伺います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、1

番目の鹿の生息分布からお答えをいたします。

太子町内の鹿の生息分布図はございませんが、毎年農区長に依頼を行いまして行っております有害鳥獣被害アンケート、これによります鹿の目撃確認資料から、龍田地区では上太田、広坂、松尾、鶴飼、王子、松田、柳の7自治会で、太田地区においては北村、町与、田中、原、山田の5自治会、石海地区では立岡自治会、斑鳩地区では西本町自治会の計14自治会で鹿の生息が確認されております。

個体数につきましては、兵庫県狩猟会揖龍支部に確認いたしましたところ、鹿は移動性が非常に激しいので正確な数はなかなかつかみにくいとのことですが、現在龍田地区北部から太田地区北部を経由いたしまして、太田地区の南東部までと、あと立岡山の山林内の中で常時40頭前後の鹿が生息しているというふうに伺っております。

2 番目、農作物への鹿による被害状況でございますが、田中、鶴飼ほか7地区で報告されております被害想定面積は約8ヘクタールに及んでおります。被害の農作物といたしましては、主に水稻、お米でございますが、これが77%、ほかにトウモロコシ、スイカ、ホウレンソウ、大根、白菜の野菜類が16%、また芋類としまして7%が鹿による農作物被害に遭ったことの報告を受けております。

3 番目の24年度の被害対策の取り組みについてでございますが、まず捕獲に関する取り組みでは、町内では銃器による捕獲は禁止されていますので、くくりわな、おりによる捕獲を兵庫県狩猟会揖龍支部に委託し、8月1日から25年3月31日の期間での委託期間中、このうち狩猟期間を除きまして、現在10頭捕獲しております。

また、県補助事業で取り組んでおりますシカ個体群管理事業で4月1日から7月14日までの間で14頭、また同じく県補助事業で実施しておりますシカ緊急捕獲拡大事業では22頭捕獲いたしまして、現在のところ合計46頭の

鹿を捕獲しております。このほか交通事故、ノリ網等により死亡した鹿を20頭確認しております。

次に、防護柵の設置に関する取り組みでございますが、昨年に引き続き、上太田地区の山裾に787メートルの防護柵を設置いたしました。この事業によりまして、地元自治会より、農作物被害、また自治会内での鹿の目撃報告は激減したというふうに聞いております。

次に4番、鹿の生活圏への侵入についてでございますが、立岡山に生息していると思われる鹿が西本町自治会の市街地で確認され、周辺の畑作物が被害に遭うという事例が昨年ございました。このときも含めまして、身体的な被害の報告は現在もございません。

5番でございます。被害抑制のための取り組みについてでございますが、現在行っております県事業、シカ個体群管理事業、シカ緊急捕獲拡大事業並びに町単独で行っております狩猟会への委託事業もこれからも継続するなど、捕獲に関する取り組みは実施いたします。

また、防護柵の設置に関する取り組みにつきましても、大変有効な事業であり今後も継続して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この太子町に生息している鹿というのはニホンジカでいいんですか。兵庫県に鹿の保護管理計画みたいなものがあって、これは第1期から第4期、今のところ第4期になって、平成24年度、4月1日から29年3月31日までの、これは兵庫県全域が対象になっているはずであります。これまでに昭和50年代から急増した鹿による農林被害に対応するために、兵庫県では平成6年度に全国に先駆けて雌鹿を狩猟獣とすることに踏み切って、平成12年度から特定鳥獣保護管理計画に取り組み、これに基づいて被害の軽減を目的とした頭数管理の考え方を導入し、狩猟期間の延長、1人1日当たりの捕獲頭数制

限の撤廃等の規制緩和、生息密度に応じた捕獲目標頭数の設定と目標達成のための捕獲支援策を進めてきたというふうにもあるんですが、いろいろと防護柵という話も今まで上太田地区、いろいろとお話を聞きましたが、こういった県の取り組みの中でその対策が今まで、これがどれに該当するんですか、こういった事業について。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 先ほどの、議員がおっしゃいました県のシカ保護管理計画、この中に各種いろいろな取り組みが上げられておりますが、全てこの管理計画のもとでやられている事業がこの事業でございます、県の事業につきまして。

ただ、町が単独で行っている事業につきましては、これとは別に狩猟期間外で行っている事業でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 保護管理計画の被害対策としての防護柵の設置の推進とか、集落環境整備等の対策の推進というのがあるんですが、これについても太子町として具体的にやられている例はあるんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） まず、防護柵の設置に関する事業でございますが、これは先ほど少し触れましたが、平成23年、24年と2カ年にわたりまして、上太田地区において約2キロ強でございますが実施いたしました。また、24年度分についてはまだ終了はしておりませんが、ただ1年目にやった1キロだけでもかなりの効果が出ております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 兵庫県の森林動物研究センターというところでの調査研究で、鹿の生息密度と農業被害の関係から、目撃効率が1.0以下の生息密度になると農業被害が減少することがデータ上明らかになったという報告があるということで、これによって県下全

市町において、目撃効率を1.0以下とすることを目標にしてきたとあるんですが、これについても太子町として何か取り組んできたということがありますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） この目撃効率といいますのは、県が保護管理する上での県下一円の数値をはじいておりまして、その中の一つの指標でございまして、この指標をもとに太子町が独自に動いているというようなことはございません。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 平成28年度までに、兵庫県ではこの目標を達成するために、最低限の捕獲目標を年間3万頭として捕獲拡大対策に取り組んできたというふうにあるんですが、これ太子町として目標と言ったらあれやけど、どれぐらいを捕まえれば有効的なのかなというようなデータがありますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 県下一円で、24年度で3万頭、この25年度は3万5,000になっておりますけども、西播磨で大体そのうちの約1万頭、太子町につきまして目標数がちょっと少ないですが28頭という、こういうある程度割り振的な頭数が来ております。この目標頭数については例年達成はしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの太子町の中での捕獲頭数、その中で県下で多いか少ないかというのは、これはどこにすんどるとするのは鹿によってまちまちであると思うんですが、この鹿の生息数というのは、捕獲の数の拡大にもかかわらず依然として、これは数としては横ばい状態ということで、野生鳥獣全体の被害のうちの48%が鹿によるものであるということであるんですが、先ほども少し触れましたが、太子町においてはどれぐらいの割合で鹿の被害を受けている、猿とかいろいろあると思うんですが、鹿に対してはどれぐら

いの割合があるんですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 今議員がおっしゃいましたように、有害鳥獣の被害の大多数がどこも鹿なんですが、太子町に限りましては鹿以外の農作物への被害というのはほとんど報告されておりません。目撃はあるんですが被害としては報告が出てない、ほとんどはもう鹿というような状況でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほども部長が言われました、太子町での被害というのは水稻が多いという話の中で、県内でも食被害の内容で一番多いのが水稻、次が小麦、ソバ、大豆、タケノコの順になっているんですが、この間も太子町内で稲の収穫の前に防護柵を、何でもこんなことしょんやろなど、犬のふんを入れてもうたら困るから本当に自治会内ですってんかなというふうに聞いたら、いやいや鹿が食いに来るんやということで、こんなとこにまで来るんやというような話もちよっとしたことがありまして。鹿は、やっぱり縄張りをつくらないから、いろんなところに出没して、また同じとこに寄ってくるというような習性があるようです。それで、被害が大きくなっていく、集中的にそこに集まってしまうというような現状があるように思うんですが。太子町について、人里に鹿を寄せつけない対策というのは、今何かされてますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） まず、自己防衛というようなことで、農区長さん初め自治会には、まず鹿の寄らない里山付近には、特に荒れた荒廃地、田んぼの放棄地、また野菜でも栽培はするが後収穫してない畑、このようなものはできるだけ少なくしてほしいというような取り組みは地元にはお願いしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 農作物を幾ら防護柵で覆ってしまっても、集落に餌があるものがあれ

ば、田んぼの中に野菜くずとか、いろんな、稲を刈った後のひこばえというんですか、それを食べにくるというようなこともあるようで、こういったことをもっともっと住民に対して注意喚起していつているということは現状今あるんですか、そんなことは。今、先ほど自治会とかというふうな話がありましたが、余りそんな田んぼに生ごみ入れてくれるなとかという話を余り聞いたことがないんで、実例があるとすれば、どこにそんな話をしたかということだけお聞かせ願えますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） この鹿被害に対しましては、特に農家さんは非常に深刻な問題として受けとめていただいているんですが、ただ一般の住民の方まではなかなか浸透していないのは現実でございます。

そのような問題を、一昨年23年度に太子町の鳥獣被害の防止対策協議会というのを立ち上げまして、被害が出ている自治会の方にも入っていただいております。その中で被害のそれぞれの状況、地区によってもいろいろさまざまございまして、いろいろ意見交換していただいて情報を持って帰っていただくというふうなことに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それと、私、先日そういったことが何か太子町でされているのかなってという話でインターネットの広報をちょっと見ましたら、メモリアルパークのとこのお墓の花であるとか、いろんな果物、供えるもんを、ろうそく立てがこけるとかという形の中の、そういった記事がありました。これは、鹿が来んようになるという抜本的な解決にはならへんと、お墓については供えもんであるから、やっぱりそんなに持って帰る人がいないんで、そういうことも少し考えてもらって、この保護計画の中で個体数を減らしていく、いろいろと先ほど県の事業であるというふうにされてますけども、もっともっとやりとりで進めていくようなことを何か考えられ

てることありますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 現在の取り組み、大きく分けまして捕獲に関する取り組みと防護に関する取り組みで行っているわけですが、ただこれまでの個別による防護、各自治会による対策というのよりも、先ほどもちょっと触れましたが、やはり地域が一体となって計画的に取り組むという防護にどちらかというと効果が非常に大きいように思われますので、できればこちらの方で積極的に取り組んでいければというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私もちっと調べたら、鹿というのは非常に繁殖力が高い動物で、秋に妊娠して初夏に1子生まれるというような形の中で、私もこの秋に結構鹿を見ました。多分その鹿たちがまた1匹、2匹と増えていくのは、これは間違いないんやろなというふうなことで懸念をしておるんですけども。ほっとけばどんどんどんどん増えていく、捕獲もするでしょうけども、多分それには追いつかへんような感じがあるんで。

兵庫県立工業技術センターでも、シカ捕獲防護ネット落下装置の開発って言うんですか、そういったところでも開発されて、兵庫県動物森林保護センターというところもソフトバンクと提携して、携帯電話を用いて遠隔操作でわなを仕掛けて、鹿の群れの上からネットをかぶせていくと、今ラジコンみたいな形でやられていると。それが、また淡路市でも結構そういった鹿被害というのに積極的にやられているようで、これも実用的に淡路市では使われて、結構な実績を上げられているということもあって、もっともっと被害対策を県と一緒に、もっと規制緩和であるとか、保護動物の観点からもあるんやけど、地元の方も苦慮されているところもあるんで、もっと何か補助対象になって、この被害対策についてのひもつきの補助金が何か探せるよ

うなものが何かございましたら、ちょっと。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 先ほど議員がおっしゃったように、毎年雌鹿というのは1頭ずつ出産いたしまして、満2歳になれば早もう成獣の体格になるという、そういうふうな習性がございますので、例年捕獲と事故死を合わせまして70頭ぐらい、これは毎年やっているんですが、依然として太子町内の鹿は減る傾向にありません。

このような状況でございますので、これをいろいろ技術センターのほうでは一斉捕獲とかというようないろんな手法を考えておられますが、なかなか私ども太子町でできるような手法ではございませんので、宍粟市に行けば毎年3,500頭駆除しておりますが、それでも増えてるというような状況でございますので、我々地域は地域に応じたような鹿対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 鹿が全くいなくなっていく世の中というのも寂しいものがあつたりするのかなと思いますけども、そういった農作物をつくられる方に関しては、おばあちゃんとか、そういったことを楽しみにされている方については本当にやられてもたというような話。いろんな農作物がありますけども、猿にやられたとかというようなこともありますけども、もっともこの話を表に出して、クローズアップしていったら、これは農作物の被害だけでなしに、鹿の場合は森林被害という形でリンクしてくるような話にもなってくると思いますので、この問題もまた早急に対処していくことを強く要望いたしまして、言いつ放しになりますので、私の一般質問を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 10番公明党の中島貞次でござ

います。またいろいろ質問をさせていただきますので、御答弁のほう、明確によろしく願いいたします。なお、いろいろ皆様方、前置きがありましたので、私も前置きを1つ。

昨日、いよいよ平成24年度の第2次補正予算が国会を通りまして、本3月定例議会におきましても、本町におきましても関連のものが補正予算等に先日提示されました。議決されたならば、やっぱり町当局に対して速やかに、その辺は実行、執行をよろしくお願いいたします。

本日の2つの質問ですけれども、これも過去にそれぞれ首藤議員とか井村議員とか、いろいろ質問された分でございますので、再びかなと、またかと思われる人もいらっしゃるかもしれませんが、そうではなくて、また新しい面でいろいろ御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

特にこの2つの分に関しましては、要はいつかなることがあるかもわからないという、非常にそういう危険性という部分があるわけですが、不測の事態に陥りやすい。特に地震に関しましては、南海トラフ地震、巨大なものがいつ起こるか、ひょっとしたらあしたかもわからない、ひょっとしたら1時間後かもわからないという、それほど不明確なところが緊急性の非常に高いものでありますので、その辺はまたよろしくお願いします。

通学路に関してもそうです。やはり毎日通ってはいるものの、100%大丈夫と言われるものでもないわけで、いつ何どきどうなるかわからないという危険性をはらむものでありますので、その辺よろしくお願いします。

まず、通学路の安全対策でございますけども、今般公明党の要請によりまして、通学路におけます緊急合同点検の取り組み状況につきまして各都道府県ごとの資料が公表されたわけです。太子町の通学路安全点検は、本会議の席上におきましても実施結果等、12月議会等でもいろいろ報告がありました。

この資料によりますと、4校で16カ所点検し、対応必要箇所数も16と報告があったわけですが、平成24年12月31日末時点で公表されたのが県下で4市町だけにとどまっております。太子町はホームページ等にアップされずに公表されていないということですが、その点についてはどうなのかということです。

このたび、平成24年度第2次補正予算案並びに25年度当初予算案には防災安全交付金が新たに計上されております。この交付金は社会インフラの総点検、維持補修等に使えるほか、通学路の安全対策にも支援できるようになっております。先日、太子町3月定例議会におきまして議案上程がございまして、重複する部分、あるいは関係ない部分があるかもしれないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。この交付金は、対策箇所等を記した図面を公表した自治体のほうが公表していない自治体よりも優先的に交付されると、その点につきまして対応はどうされるのか、お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） まず、1点目でございます。

2012年4月に京都府亀岡市で発生いたしました登下校中の児童が死傷する事故以来、このような事故が連続して発生したことによりまして、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校の通学路で交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施いたしまして、その取り組み状況を発表しております。兵庫県におきましても、県内821校で緊急合同点検を実施いたしまして、3,277カ所の対策必要箇所が上がっております。そのうち、対策内容がまとまった4市町において、対策必要箇所及びその対策内容を示した箇所図とその箇所一覧図を作成し公表しております。

そして、太子町の公表につきましては、関係機関と調整いたしまして、この25年3月末までには公表したいというふうに考えており

ます。緊急合同点検を本町におきましても4小学校で実施いたしまして、12月議会において16カ所についての報告をさせていただいたわけですが、対策内容といたしましては、ハード事業による対策箇所が12カ所で、道路の路側帯の区画線の引き直しとか、減速マークの設置とか、あと横断歩道箇所へのポストコーンの設置などがございます。また、ソフト事業による対策箇所は4カ所でございます。警察官やボランティアによる交通立ち番の実施、また児童への安全教育も実施するということになっております。

現在の対策実施状況でございますが、平成24年度でハード事業対策箇所のうち9カ所に対して、兵庫県及び町により対策工事を実施予定であります。残りの3カ所については平成25年度内に対策実施を予定しております。そして、ソフト面の対策箇所4カ所につきましては、もう既に老人クラブなどのボランティアさん、また教員などによる立ち番等の対策を実施しております。

次に、このたびの国の補正予算において、社会資本整備総合交付金の中で防災安全交付金が拡充されております。この交付金は、今議員おっしゃったとおり、通学路の交通安全対策などにも活用できる交付金でございます。今回の本町での緊急合同点検の結果から、対策に取り組みます16カ所におきましては、先ほど御説明いたしました、ハード事業としての対策箇所12カ所のうち9カ所につきましては、既に12月定例会での補正予算でもって対策工事に着手しております。内容につきましては、先ほど言いました路側帯区画線の引き直しなどございまして、非常に軽微な対策工事がほとんどでございます。交付金の対象となるものではございません。残りの3カ所については、信号機等の設置が問題になっておりまして、警察とか、あと地元との協議等が必要な箇所でありまして、25年度内に実施する予定でございます。その際に、交付金の活用が可能であればぜひ活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

公表された場所、先ほどの通学路安全対策ですけれども、芦屋市とか小野市とか、福崎町とか、それから西播磨の宍粟市なんかも公表されております。近々、今年の3月末にはアップされるということで期待をしております。他市町の公表された図を見ますと、非常にわかりやすく、対策箇所はここで、どういう対策をしているのか、あるいは通学路が点線で示されたりとか、非常に具体性を持ってわかりやすくなっております。そういう意味で、公表することによって要は住民が、特に通学路ですから子供さんが多いんでしょうけれども、保護者と行政が密接にタイアップする。で、これが公表されたことによって、さらに、いやここもちょっとあれなんちゃうかとかという保護者の声が出たりとか、あるいは今特に教育問題等で学校に対するいろんな不信感とか結構あると思います。その辺でこの通学路の安全対策を施して、そしてそれをこういうふうに町として子供たちの安全・安心を守るためにやっていますよということを公表することによって、お互いの信頼感、いわゆる和のまち、つながるまち、ここという連携が生まれると思うんで、その辺、この前見たデータで県では4つしかできてなかったんで太子町はどうかと思ったんですけれども、早速今取り組んでおられるということで、今後ともよろしく願いいたします。

交付金事業につきましても、可能であれば使われるということなんで、今後いろいろ手当てをよろしく願いいたします。この通学路の安全対策については以上で終わりたいと思います。

次に、学校の耐震化について質問をさせていただきます。

学校の耐震化につきまして、文部科学省は平成27年までに完了を目指していると、これは全国のことなんですけど。太子町は幸いにも本年度平成24年度で完了いたします。非常

に喜ばしいことでありますが、非構造体の耐震化が行われていないと。太子町は前の前の政権交代する前、それからリーマン・ショックが訪れる寸前のところで耐震化に関するスクールニューディール政策によりまして耐震化の申請をして、何とかその辺から早目に、特に太子町は取り組んでいたということで、学校数も少なかった、あるいは斑鳩小学校とか、そういう学校のこともありまして、早期に済んだということもあって、万全の態勢が整えられたということが言えとると思います。

今、要は本年度で終わるのは構造体そのものでありまして、非構造体の耐震化が現在行われていないのはちょっと懸念されることです。東日本大震災でも天井が落下、あるいは照明器具、あるいは内壁、外壁等のそういう非構造部材が崩落して避難所として一時使用できなかったと、あるいは子供たちがけがをした等の例が報告されているわけです。構造体に比べて遅れているのが現状でありまして、早期に非構造体への耐震化を行うべきではないかと考えられます。

平成24年9月の文部科学省からの通知では、平成25年度中には学校設置者が責任を持って総点検を完了させるとともに、平成27年度までには落下防止対策を完了させるように要請されていると、そういうふうに聞いております。我が太子町天井等、非構造体への耐震点検はどの程度実施されていて、耐震点検している場合に対策が必要とされた学校はどの程度あって、それらの対策はどうなっているのかお尋ねをいたします。

また、文部科学省の通知を受けて速やかに点検、対策を完了させる必要があるけども、いつ完了させるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

学校施設における天井等の非構造体の耐震点検につきましては、部材の落下、転倒等による直接的な人的被害や避難経路が塞がれる

などの二次被害を防ぐため、想定される危険の芽を平時からできるだけ摘み取ることが大切であると考えております。したがって、いつでも起き得る大規模な地震に備え、可能な限り早期に点検を実施する必要があると考えますが、非構造部材に関する耐震点検等は、比較的容易なものから専門的な知識や多額の費用を伴うものまでさまざまでございます。太子町では、各小・中学校の体育館を中心に、小学校では建築係の職員と町教諭の職員が、中学校では管理職の教職員が天井、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁、設備の器具、機器、収納棚などの脱落、変形、剥離、破損、変形といった劣化状況を目視、打診、触診、図面等による点検を年1回行っておりますとともに、あわせて教職員が平時から目視を中心とした点検を行うようにしております。

点検結果につきましては、4小学校及び2中学校におきまして、明らかに異常が認められる箇所はございませんでした。文部科学省からの要請では、学校施設における屋内運動場の天井等につきましては、議員おっしゃるように、総点検を可能な限り25年度中に、もしくは遅くとも26年度中までに完了、落下防止策を27年度までの速やかな完了を目指して取り組むようにという要請が参っております。したがって、現在は校舎の耐震化を最優先に実施しておりますが、非構造部材の耐震性能は継続的かつ定期的に点検を実施して担保する必要があると考えております。

今後におきましては、専門的な知識を有する点検項目では専門家と相談しながら実施するなど、必要な対策をできるだけ早く完了するように努めてまいりたいと考えております。時期等については全く現時点では未定でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

ひとまず、学校耐震化、構造体に関して一応終了するわけで、次に非構造物に着目をし

ていただいて、常日ごろから教職員等の目視等によりまして、少しでもおかしいというのがあれば速やかな対応をよろしくお願いいたします。さらに、専門的になりますと高額の費用等がかかるということで、御存じかと思いますがけれども、非構造部材の耐震化事業、これは平成24年度創設の分ですけれども、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校前期、特別支援学校等で算定割合3分の1で下限400万円から上限2億円と、それから原則で、対象事業は天井材、照明器具等の落下防止工事などのそういう財政支援等がございますので、今後どうしても難しい、非常にお金がかかりそうというような場合にはまた検討をしてはどうかなというふうに考えております。公立学校施設等の天井の耐震点検経費につきましては、25から27年度の地方財政措置を創設するというふうにも聞いておりますので、その辺のことをまたいろいろ勘案していただきながら、安心・安全な学校、施設をよろしくお願いいたします。

そういう意味で、いつ何が起こるかわからないというのが自然災害でございます、特に南海トラフが、3つのあれが同時に起きたらどないなるんかというのは非常に怖いわけですが、そういう意味で万全の態勢でまたよろしくお願いいたします。

質問は以上で終わりますが、本日は最後に、生活福祉部関連の質問はありませんでしたけれども、山本生活福祉部長には大変ありがとうございました。いよいよ3月で退職されるということをお聞きしまして、大変御苦労さまでした。これまで、特に公明党は生活福祉部関連が多いものですから、真摯に対応していただきましてまことにありがとうございます。また、退職されてからは、TGSC大会等でまたお目にかかるかもしれませんけれども、またその節はよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時33分)

(再開 午後 2 時54分)

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 1 番中薮清志、通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。もうそのまま本題のほうに入らせていただきます。

総合運動公園の利用についてなんですけれども、以前私の一般質問で総合運動公園の活用についてを質問させていただきました。そのときの答弁で、インフィールド、芝生の部分ですけれども、の利用規約の見直しも含め利用方法、また料金も検討する必要があるとありましたが、それから現在までの間で、利用規約の変更や太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の見直しの検討はあったのでしょうか。また、その中で何か取り組みをされたのであれば、内容と効果、そしてまた課題についての分析のほうをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

利用規則の見直し等の検討の関係でございますけれども、芝生を健全に維持管理するために、平成19年度よりサッカー競技、ラグビー競技、陸上競技、そしてその他の競技という4種目に分けて、新しく総合公園陸上競技場インフィールド使用基準というものを定め、競技場内のフィールド使用については一定の制限を設けています。これら以外の団体などから使用の希望があれば、芝生の管理上、使用について支障がなければ、基本的には使用を認める方向で対応しております。

使用料の見直しについては、使用料自体を見直す前に、平成23年度の実績の使用状況でございますけれども、西播中学総体陸上大会以下10の大会や使用に対して減免をしている

ものを平成25年度、来年度より取り扱いをやる旨を既に各関係団体に伝えております。

後半、取り組みがあればその内容と効果、課題等でございますけれども、使用料について、近畿地方を初め中国、中部、北陸地方の団体について調査を実施しましたところ、1時間当たりの使用料金は1,000円から3,000円程度となっているところがほとんどでございます。太子町の1時間当たり1,000円の使用料は安い部類になっております。これを、仮に1時間当たり3,000円までに値上げをしたとしても、平成23年度の決算の実績ベースでいいますと、使用料収入を見てみますと約50万円であったものが3倍の約160万円となりますが、芝生の管理委託料自体が359万円でございますので、それらを初めとする施設全体の維持管理費とはまだまだ大きな乖離がございます。受益者負担である使用料のあり方について検討をしていく必要があるなどというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の答弁の中で、検討というか、実施に向けて動いていただいているということで、少しでも乖離、前のときの問題点としてもやはり運営費と利用料との乖離が大きいというのがあるというふうにいただけてましたので、そこが少しでも改善できる方法をとっていただければと思います。

その中でなんですけれども、ほかの地域の公園を一旦置いておいて総合運動公園を中心に整備をしていっていると思いますが、トイレ、また先日新しく遊具のほうもでき上がってるのもちょっと見かけたんですけれども、そういったものもつくりまして、さらに住民の憩いの場所になってきつつあるのかなと思うんですけれども、今現状である程度進んでいるかとは思いますが、今後どのように整備していく予定でしょうか。

また、もう一点なんですけれども、経費もかかってくるかと思うんですけれども、時間外利用の促進というところで、テニスコート

の今多分照明が接続されていないかと思うんですけども、そういったテニスコートの照明の接続等も今後の予定の中に含まれているのかをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私のほうから実施計画、総合計画がありいの実施計画がありいのするわけですが、そちらのほうから答弁させていただきます。

一応今の総合公園の完成予定は平成29年度を目途といたしております。順次、今議員おっしゃいました遊具、それから今年は園路と遊具の設置、それから平成25年度におきましては花と緑の谷のゾーンの整備とか、いろいろやっていきます。奥のほうから奥のほうから攻めてきて、手前手前へ来て、やがては、ちょっと年度は忘れましたが、駐車場の整備、それからまた総合公園も含めての都市再生整備事業の補助金にのりまして、都市計画道路から総合公園の旧環境センター東へ入るあの道です、あの辺も少し拡幅して道路交通をよくする、そしてやがては効果促進事業でもって、ちょっと余計なことを言いますけれども、効果促進事業、これも補助金にのりまして、旧環境センターの解体、そういったものもろもろも含めまして、平成29年度には一応完了予定で今事業を進めております。

それからもう一点、ナイター設備、テニスコートの件なんですけど、ナイター設備は非常に人気があります。今歳入で、決算ベースで恐らくテニスコートの使用料が230万円、40万円ぐらい入っていると思います。それをまだまだ、これもナイター設備は従前からある議員からも要望をいただいております、そういったことも私どもはちゃんと控えております。そのナイター設備とあわせて、今テニスコートが3面ですので、それを偶数の4面、6面のほうにしていけば、私はよくわかりませんが、テニス大会のこのトーナメントといいますか、大会運営が非常にやりやすいです。それとあわせて、実施計画にものせておりますので、それが実施計画が実施

計画どおり行くかどうかは今後の財政状況になりますが、そういった形で充実させていきたいというふうに、現在のところ、計画ベースでは考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の答弁の中でいろいろとあって、どんどん進捗していった、まずあそこの公園からでもいいんで整備をしっかりとさせていただいて、あとほかに太子町で公園を要望する声が多くあるかと思うので、各地区の公園にまた着手していただきたいなというふうに思います。先ほどの答弁の中で、私の気になるところが大体出ましたので、この質問に関してはこれで終了いたします。

続きまして、町の美化への取り組みについてです。

太子町は、JR網干駅を利用する方の通り道であり、車での移動も2号線を初め、旧2号線、また179号線、それに接続される県道など、周辺地域への出入りも多く、逆に周辺地域からも来られる方も多く、交通の要衝であると同時に、飲食店やスーパーなどお店も多く、姫路や京阪神地区のベッドタウンとしても栄えていると感じられます。ただ、その反面で、車道や歩道、その周辺、道沿いの畑や田んぼなどもそうなんですけれども、たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、また犬のふんなどが多く見られると思います。特に、交通量の多い道路や慢性的な渋滞が起こる交差点付近では、たばこの吸い殻のポイ捨てが多く感じられるところです。自治会の皆さんやNPOの皆さんなど、住民の意識により、ごみを拾う活動は行われています。それもすごいありがたい話だなと思うんですけれども、ただ美化を進めるごみ拾いができる町、ごみ拾いされる町もすばらしいのですが、ごみを拾う必要がないようにポイ捨てしない、させない町を目指すのがよいのではないかというふうに感じます。

実際、私のほうで子供と一緒にごみ拾いをして歩いたりもしてるんですけれども、自宅

のある糸井から立岡の交差点を回って石海小学校とぐるっと片側を歩いて回るだけでたくさんのごみを拾うことができます。特に夏場なんかは、やはりちょっと多いような感じがします。そのうちの8割から9割ぐらいがたばこの吸い殻であったり、拾っているそばで火のついたたばこを捨てられるというような方もおられます。大人のマナーの悪さが子供たちの目にどう映っているのかということも考えなければならぬですし、また太子町民憲章に清潔で美しい環境の町をつくりましょうということもあるのを踏まえ、質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、以前も多分NPOさんに関しては出ていたかと思うんですが、今回に関しては、自治会さんやNPOさんにごみ袋の配付などを含めた補助についての考えはありますでしょうか。

また2番目、マナー啓発活動やポケット灰皿の配布の考えはありますでしょうか。これに関しては、子供のしつけは親や身内がするのは当然だと思いますし、学校生活の中でも行われていると思うんですが、当たり前のことができる、どこに行っても通用する常識のある気持ちのいい子供たちを育てるために、小学校までの子供にマナー講座を開くことや、現状を知り考えさせるために、地域の方と一緒に楽しみながらゲーム感覚でごみ拾いをしたりして、ペットボトルなどお菓子の包みをポイ捨てしてはいけないなど感じさせたり、あとまた一つの課題として、大人にも啓発し、ポケット灰皿を配るなどして捨てる行為を防ぐのもあるかと思うので、こちらの考えも聞きたいと思います。

そして3つ目なんですけれども、多くの市町が制定しているポイ捨て禁止条例に関してなんですが、町の規模や環境によって内容も異なってはおりますが、太子町に合った自然環境と居住環境のバランスを生かした魅力ある美しいまちづくりを図るために、そのような条例により住民だけでなく、通勤などで通過する周辺市町の方へのポイ捨てへの抑止力

になると思うんですけれども、それを含めてたばこの吸い殻やごみのポイ捨てを禁止する条例の制定についての考え、この3つをお聞きしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 美化の取り組み状況についてでございます。

太子町町民憲章で掲げております、清潔で美しい環境のまちをつくりましょうの取り組みとしまして、自治会、商工会等、各種団体と一体となりまして、毎年12月第1日曜日に全町クリーン作戦により町内全域のごみを収集し、清潔で美しいまちを目指し取り組んでおり、徐々に住民一人一人の美化意識が高揚しているというふうに考えております。

現在地域の各種団体においても美化運動が展開されております。これらの運動を通じて、地域住民の方々がみずからもポイ捨てはしない、ポイ捨てはさせないという地域ぐるみの活動を継続していただくようお願いしたいというふうに考えております。

最初に、1点目のごみ袋の配付の補助についてでございます。

これにつきましては、全町クリーン作戦の前に全自治会へ自治会戸数より多くごみ袋の配付をしております。また、年間を通じて積極的に美化運動をしておられる自治会等には、平成23年度ごみ袋を配付しております。ちなみに5月30日から7月31までの間、ごみゼロの日と称しまして、各自治会で取り組んでいただいております。これはクリーン作戦とは別に取り組んでいただいております。ちなみに平成23年度につきましては、斑鳩地区で参加人員が1,474名でございます。石海地区が1,561名、太田地区で2,170名、龍田地区で644名、約6,000名弱の方が参加していただいております。今後も活動されている自治会には補助的に配付していきたいというふうに考えております。

次に、ポケット灰皿でございますが、本町としましては、従来にも増してごみのない美しい太子町の姿勢を貫き、国、県と連携しま

して、住民や一般車両の通過車などに対してモラルの向上を求め、広報や街頭での啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。また、ポケット灰皿の配布については、たばこを吸う個人の自己責任において所持するものでございますので、ポイ捨てはモラルの欠如であると考えております。個人のモラルの向上に期待したいというふうに考えております。したがいまして、配布等については考えておりません。

次に、条例でございます。

環境美化意識につきましては、やはり個人のモラルの欠如により環境問題として各方面で取り上げられ、国、県、市町村の行政機関はもちろん、各業界団体等でも環境美化意識の向上に向けて啓発活動などを進めているところでございます。本町といたしましても、美しいまちづくりを目指して、住民の意識の啓発向上を図っております。

ただいま御提案いただいております条例の制定でございますが、その行為に対して罰金、罰則により罰することが目的ではなく、環境美化に対する町の姿勢を明確にし、住民や通過車等への意識向上を促進することがその狙いであろうかと思っております。このような条例を制定することも重要なことでありますが、既に太子町では、先ほど議員おっしゃられました太子町憲章において、住みよいまちづくりのため清潔で美しい環境のまちづくりを町民の願いと行動として提唱しております。しかしながら、御指摘のとおり、いまだにモラルの欠如によりポイ捨てが多く見られております。本町としましても、ごみのない美しい太子町の姿勢を貫き、国、県と連携しまして、住民や一般車両の通過車などに対してモラルの向上を求め、広報や街頭での啓発活動を展開するとともに、住民、事業者等へ協力を求め、環境教育の推進、清掃活動の施策を進め、町民の安全と環境美化の向上に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 答弁いただいた内容なんですけれども、ちなみに自治会のほうには配付されるということですが、以前もちょっとお話の中でNPOに対しての補助というのは、あくまでも自主的にやってらっしゃるのでということだったんですけれども、その中の補助というのは今のところ考えられてないという形でよろしいでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 各種、いろいろと活動いただいている団体さんがございます。これにつきましては、やはり一定の基準を設けてごみ袋を提供させていただきたいというふうに考えております。一定の基準と申しますのは、今後また太子町環境衛生推進協議会、これが23年4月に立ち上がりましてので、この辺と検証しながら、その基準を、例えば10人、20人でもってそういった活動をしていくということになれば、ある一定の基準を設けて実績等も踏まえながらごみ袋の補助を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 あと、3番の条例についてなんですけれども、対応策としてモラルの向上に努めるということで、多分今も看板等々が立っていたり、犬のふんに関しては黄色い札がついているかと思うんですけれども。また新しく条例の制定がないという形なのであれば、今現在太子町におきましては、若干準ずるものとして太子町環境保全基本条例が一番近いものなのかなというふうに感じるんですが、その中で住民意識の啓発において、第8条にある「町長は住民が良好な環境の確保に関する意識を高めるように必要に応じ啓発事業等を実施するものとする」ですとか、あと事業者の責任ですとか等々ありますので、そちらの条例等々で、もしそこにひっかかってくる、それを適用できるようであれば、またそういったところを活用して、例えば事業者さんのほうに自動販売機の横にごみ

箱の設置ですとか、そういったところを啓発として促していただくということは可能なんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 先ほど申されました環境基本条例をもとにしながら、ごみのポイ捨てにつきましては、小規模ではありますが心がけない者による投棄がある、本当に事実でございます。投棄を撲滅するためには、やはり時間、日数、年月を本当に必要とするわけです。地道な対応となりますが、皆様の環境美化に対する認識を深めていただき、美化活動に参加していただき、監視員にもなっていただくということが快適な地域づくりにつながるものと考えておりますので、今後も啓発、モラルの向上に努めて、広報してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 私も、ごみを出させない、そしてまたごみをポイ捨てしないという状況、また環境を、住民も参加しつつだとは思いますが、行政のほうでもぜひとも力を入れて、きれいな町にしていければと思うので、よろしくお願いします。

これで質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 こんにちは。8番吉田日出夫、通告に従い一般質問をいたします。

きょうは2件質問させていただくんですが、その中で1つ目が新庁舎建設について。

これも昨年2回のまちづくりの集いでいろんな御報告を受けておるんですが、11月にありました4校区の説明の内容で、一応いろいろと質疑応答があったんですが、この「広報たいし」の中での資料で確認をさせてもらいますけども、7件の検討事項という形がございました。

その内容を申しますと、1つとして現庁舎の跡地利用、これは若い世代の方での子供の遊び場の確保は考えていただけるのかどうか、2番目として新庁舎の建物や敷地の面積が現庁舎の効率の内容での考え方としてはどういう内容になるのか、それと3番目として地域交流センターの機能や運営方法はどうか、4番目として地域交流ゾーンでの印刷機の設定等、それから5番も一緒なんですけども、パソコン、印刷機の使用操作におけるスタッフの配置、その内容がどうなりますか、それと6番目として太陽光を採用するに当たって30キロワットの設置、これに関してのイニシャルコストとか、ランニングコストとか、ここら辺の検討はどうなりますか、それから7番目として新庁舎の清掃及び維持管理はどういう内容でお考えになっておりますか、これが1つと。

それから、あと新庁舎における防災の拠点ということでよく我々はお聞きしておるんですけども、この拠点としてどういう内容でどういうものをどのように、備蓄品とか、また簡易トイレとか、よそでは折り畳みのリヤカーとか、そういうものを用意されておることもあるらしいんですけども、そういう具体的な内容はどうなりますかというのと。

それと3番目として、これは神姫バスの新庁舎への引き込みということも前にもお聞きしたんですけども、その後の推進状況、進捗状況はどうなっておるか、この件。

それから4番目としては、これはずっとお話をさせてもらってんですけども、勾配屋根の採用の検討結果、ここら辺を含めてお聞かせ願いたいんですけども、お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 今御指摘のありました1点目の検討内容7件でございますが、まちづくりの集いで検討すると申し上げておりますのは、今後もまだまだ住民の皆様からの意見をお聞きしながら進めていく施設の活用や運営などソフト面のお話と、いただいた意見をもとに総合的に実施計画の中で検討し

ていくものがあると考えております。現在も全体的なコストバランスを考慮しながら、施設のハード面や住民サービスに係るソフト面の両面から検討を継続して行っているところでございます。

それから2点目でございますが、防災につきましては、災害時の復旧活動が円滑に行える計画を重点に整備する方針としております。さらに、新庁舎は地震、水害などの災害発生時においても建築設備の機能が維持され、防災拠点としての機能を確実に果たすことができ、さまざまな危機管理活動を効果的に行えるよう計画しております。敷地内は災害対策活動エリアと救助避難活動エリア、災害時のトイレエリア、災害対策本部エリアの4つのゾーンに分かれ、敷地北側の災害対策活動エリアには水害を想定した高床式の備蓄倉庫を駐車場内に設け、円滑な物資の搬出入や、1階を車庫や屋根付きの支援活動場所として活用できるように計画しております。

備蓄倉庫内の備蓄品につきましては、主に災害救援物資を考えております。

災害時トイレエリアには災害用マンホールトイレが設置できるように計画いたしております。

さらには、敷地南側の救助避難活動エリアは大屋根の下を防災広場として、さまざまな屋外活動スペースになるよう計画いたしております。また、執務ゾーン3階に防災拠点として、防災対策室などを設け、災害情報の収集、分析、発信が迅速かつ総合的にできるように、地域交流センターが避難拠点として有効活用できるように、いろんな方策を考えております。

それから、3点目の神姫バスの関係でございますが、今年のまちづくりの集いでお答えしましたように、神姫バスさんとは斑鳩交差点から西へ進みまして、東芝前から反時計回りに南へ下がって、新庁舎の周囲を回って旧国道を東へ行って、今度は太子病院前の交差点を右折してもとの斑鳩交差点まで戻る迂回案で交渉しておりますが、バスが左折、右折

を繰り返すことで安全面に問題があることや、町内で乗車し町内で下車する利用者が非常に少ないという現状を神姫バスは懸念されております。また、新庁舎敷地内のバス通行や駐車場での転回は規格上可能ですが、一般車両と交錯する機会が多い駐車場は危険であるとして、これも神姫バスさんが路線バスの乗り入れに難色を示しております。広域にわたるバス路線のルート変更は、鉄道や他の交通機関との連携面で運行ダイヤの調整が難しいという問題もございます。また、バス停変更などで固定客が離れ、収益が悪化、路線の存続に影響といったような問題もいろいろと神姫バスのほうは指摘されております。本当に厳しい状況なんですけれども、ついせんだつても、2月中には交渉を続けてやったところでございます。

それから、4点目の勾配屋根採用の検討結果でございますが、かねてより統一感のある町並みの形成を目指して取り組んでまいりました。太子町斑鳩地区歴史的景観形成地区指定につきまして、本年2月14日の兵庫県景観形成審議会でも適当であるという答申を受けまして、それが6月ごろより条例施行の予定となっております。

本町といたしましても、まちづくりの集いでも説明させていただいているとおり、基本計画に沿って、和のまち太子の拠点として位置づけ、まちの景観をリードする庁舎、これを一つのコンセプトとして拠点整備の計画を進めております。太子町の歴史、風土、自然景観、それらを生かした太子町の和のイメージを表現し、景観、まちづくりをリードしたいというふうに思っております。

また、和のイメージの表現として、単に屋根や瓦素材のみに特化することではなく、伝統的な形態や空間要素を現代の先進的な技術と材料で再構成し、伝統と現代の調和を目指して、歴史的景観形成地区の隣接地にふさわしい施設にしたいというふうに考えております。

さらに、景観形成基準では、旧西国街道、

町道旧斑鳩国道線は西国街道景観通りとして位置づけられているため、町並みの連続性に配慮をして、建物の高さを抑えてボリューム感を低減することが町並みとの調和に有効であると考えております。新庁舎建築は巨大な建築にならざるを得ないため、街道のスケールに合った屋根やひさし、軒先の位置や形状を十分に検討し、本町にふさわしい施設にしたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほど1番でお聞きしました、このまちづくりの集いでの検討結果の回答なんですけども、まだ今考えをいろいろと検討した上で進めておりますということの御回答でしたんですけども、その内容がいつぐらいにわかるかを教えていただきたいのと。

それと、2番目のこの防災の件ですけども、これは北側のところで水害に対しての2階、それから車庫、ここら辺を含めてのあれですけども、この備蓄とかそこら辺からいうたら何をここに確保されるのか、それを教えてもらいたいのと、それから簡易マンホール、これがどこの位置に何カ所ぐらい設置される予定なのか、そこら辺をお聞きしたいのです。

それと、3番目のこの神姫バスの迂回というよりも庁舎乗り込みの件ですけども、いろいろと神姫バスさんのほうも御検討されておるといふ形での内容ですけども、とにかくこのダイヤを全てここへ持ってくるというのは難しいんですけども、午前中に2回とか、午後に2回とか、そこら辺の回数を減らしてでもこの町内の人の足に役立つようなことはできないかということ、また再度神姫バスさんと御検討していただいたらありがたいと思うのです。

それから、勾配屋根の件なんですけども、一応先ほど斑鳩地区の景観形成指定地区という形で、当初は斑鳩の景観形成と同じように庁舎のところもそのゾーンに入っておったと聞いたんですけども、今は何かそれが外れて

地区指定の形でということでお聞きしておるんですけども、それが何でそうなったのか、それはどういう内容なのかということをお聞かせ願いたいんですけども。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まちづくりの集いの検討結果でございますが、これは実施計画で詳細に詰めていってからの話になりますので御理解を願いたいと思います。

それから、備蓄倉庫でございますが、先ほど申しましたように、主に救援物資ですから、毛布を初め、それから水だとか、それこそ今おっしゃいました、議員も御存じだと思いますが防災訓練で使用した折り畳みのあいうりヤカー、そういったものも含めて備蓄したいというふうに考えております。

それから、マンホールの数ですけども、これも詳細に実施設計の中で詰めていきたいというふうに思っております。

それから、神姫バスの関係でございますが、本当にうまくいけば、町民の皆さんの足が新庁舎に神姫バスで来れるということで便利になるんですが、なかなか神姫バスさんも慎重に交通安全、それから乗客を安全な車両運行、それから先ほども同じことを申し上げますが、JRのダイヤとの関係だとか、いろんなことを総合的に考えておられますので、まだ少々新庁舎建設竣工まで時間がありますので、また詰めていきたいと思います。

それから、今おっしゃったのはこの庁舎のことなんです、旧庁舎のこと、違うんですか。

（吉田日出夫議員「いや、そうじゃなくって」の声あり）

○吉田日出夫議員 新庁舎で、当初は斑鳩地区と同じように……。

○議長（佐野芳彦） ちょっと待って。

暫時休憩します。

（休憩 午後3時31分）

（再開 午後3時32分）

○議長（佐野芳彦） 休憩以前に引き続き会

議を開きます。

経済建設部長。

**○経済建設部長（井手俊郎）** 先ほどの、景観形成地区から今度新庁舎建設予定地、このエリアが外れたのはなぜかという御質問だと思いますが、これは新庁舎の建設予定地、あの周辺についてはやはりそれにふさわしい環境を保たなければいけないという観点から、庁舎を含めましてあの周辺を地区計画でもって、極端な話、例えばパチンコ屋さんとか、ああいうふうな望ましくない建物が立たないようにという観点から地区計画で定めようということを計画しとったわけです。

その中で、県の指導によりまして、あの地区が当初景観形成地区の指定地域に入ってしまったものですから、それは切り離して考えるようにということで、景観形成の中でおって定める基準については、それは地区計画の中でも同じように定められるということで、似たような景観については似たような基準でもって地区計画を定めたわけでございます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 吉田日出夫議員。

**○吉田日出夫議員** わかりました。

先ほども井川議員のほうからも町長の施政として言われておる中で、安全で安心なまちづくりという形で、我々もそれを本当に継続する形で、今後もそうなる形が続くように願っておるんですけども、町長にとってこの新庁舎建設というのは、町長のやられる執行事業の中でも本当に大事な、大きな事業と私も思います。そういう意味からいうて、住民の声を十二分に聞いてもらって、御検討の上この実施計画のほうに進めていただきたいと思います。とにかく、住民が来てみて、それで本当に太子町にふさわしい庁舎となったという形で喜んでもらえるような庁舎の建設ができるように私は望みたいので、そういう形をお願いいたします。

それでは次に2番目ですけども、太子町の水道ビジョン案ということで、これも我々建設常任委員会で御説明を受けておるんですけ

ども、この資料のフォームに関しては国の指定、指示のもとに作成されたということでお聞きしておるんですけども、その資料に対してどうこう言う形は、当然我々が物は言えないにしても、これからこの実際の施策内容、これによって一番我々が懸念するのは、住民にとって水道の値上げがたびたびあるような形でも困りますし、そういう観点からいって、この施策を将来10年間を見据えた上でのビジョンということでお聞きしておるんですけど、せめて5年ぐらいまでの内容がどういう形で、どういう大きなことをやって、これを太子町の本当に大事な水道事業を運営していくかということをお聞かせ願えたらありがたいんですけど。お願いします。

**○議長（佐野芳彦）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（井手俊郎）** この太子町水道ビジョンにつきましては、以前常任委員会のほうでも御説明させていただきましたが、今後10年間における太子町水道事業の将来像とそれを実現するための施策の方向性を示すものでございます。

この中で、第4章に太子町水道の将来見通しにおいて今後の給水人口、給水量並びに水道施設の更新需要の将来見通しからということで、本ビジョン計画期間中に更新財源等を自己資金によって計画的に確保するため料金改定をする必要があるという将来見通しを掲載しております。

また、第6章では目標の実現に向けた取り組みという項目で、将来の水需要の見通しや施設更新計画等に基づき、中・長期的な財政収支計画を策定すると明記しております。これを受けまして、吉福浄水場の更新事業や重要管路の耐震化の事業等、これらを具体的に検討いたしまして、これらを踏まえました今後5年間の中期経営計画、これを平成25年度中にはお示しできるものと考えております。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 吉田日出夫議員。

**○吉田日出夫議員** 今部長のほうから答弁があったんですけども、何回も繰り返しいま

すけども、やはりよくお考えいただいて、とにかく今は吉福とか沖代とか、いろいろ私が思いますのには、考えてええようなところも、問題もあると思うんですけど。そこら辺が本当に将来を見込んで考えるもんなら、やっぱり存続さすかささないか等、そういう大きな内容に来てと思うんで、そこら辺もよく検討していただいて、太子町の安心な水が供給されるように願いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

福井議員、1問目は中裁議員とダブらない方向でお願いいたします。同じ質問は避けていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○福井輝昭議員 5番福井輝昭でございます。

きょう、けさ新聞で非常に悲惨な報道ということで、エジプトの熱気球が爆発して、多くの方、日本人の方4名を含む19名の方が亡くなられたという悲報が入っておいりましたですね。本当に心から御冥福をお祈り申し上げるとともにお悔やみ申し上げたいと思います。

いよいよ3月という時期を迎えるわけですが、ついせんだってテレビでやっておりましたが、国公立大学の2次試験が始まったというニュースでございます。青森公立大学では、前日からの大雪で交通機関に支障が出て、入試を1時間半遅らすという校内放送が流れておったと。また、都内では東京大学の入試風景が映されておりました。本当に3月というのは、そういうふうな時期になるのかなとは思います。私も、かつてはそういう受験生でありまして、昭和44年という年は東大紛争でそういう入試が中止になったという、全国的に学園が荒れておった時代で、私と同様の年齢の方はよく御存じだとは思いますが。それから44年たった今、振り返って本当に隔世の感があるなという、その穏やかな中

にも凜とした入試風景を本当に印象深い感じで見えておった次第でございます。また、3月には間もなく公立高校の入試がありますが、昨日に公立高校の一般入試の全日制の出願が締め切られたという。受験生を持たれた議員さんもここにおられます。本当に受験生には、桜が咲くという吉報が届きますように願いたいと、そのように思っております。

前が長くなりました。失礼いたしました。今から一般質問に移らせていただきます。

先ほど中裁議員のほうから私と同様の質問がなされたわけですが、せっかくの質問なので一応させていただきたいなと思います。

空き缶、たばこのポイ捨て等についてということなんですが。朝、家の前を掃除をしておりますと、空き缶、たばこの吸い殻等が本当によく認められます。また、沿道や広場にもそのような光景が目に入ってまいります。国道179号線、原の信号東寄りの道路沿いに大きな立て看板がございます。その東の面には、道路の美しい太子町、ポイ捨てはやめましょう、また西の面には、ごみ、空き缶、空き瓶のない美しい太子町、そしてその両方の面の上側に町花ヒマワリの花を囲むように、ポイ捨て禁止明るい太子町とあります。はっきりよりよくわかる看板でございます。太子町の東の玄関口とも言える場所で、太子町に入られる方へのポイ捨てに対する理解、協力を求める意味合いかとは思われます。当然太子町民にとってはみずからのことでもあります。このような立て看板は町内では余り見かけませんが、ほかに何カ所かあるのか、それにしてもポイ捨ては後を絶ちません。先ほど、看板から原の信号を左折間なしにポイ捨てが見られます。これを見たのはついせんだってのことでございます。要因はいろいろあるかと思いますが、何らかの対策が講じられるところではございましょう。

また、既に御承知のように、平成26年、姫路出身の黒田官兵衛がNHKの大河ドラマに決定、放映されます。地元姫路市ではおもてなしの準備が着々と進められている。そし

て、昨年5月には明石市を除く12市9町で医療、防災、観光等の連携を目的に播磨広域連携協議会が発足し、観光面においては播磨酒蔵めぐりバスツアーが実施されるなど、西播磨にとどまらず、播磨という広域の中での交流が今後促進されることとなります。交通の要衝でもあり、歴史のある太子町はますます多くのお客様をお迎えすることになるだろうし、こうした中、立て看板に掲げた美しい太子町を要望する限り、ポイ捨て対策は急務であります。太子町の取り組みを伺うものであります。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 空き缶、たばこのポイ捨て等につきましてでございます。

基本的なことは先ほど中薮議員でお答えさせていただきましたので、本町としましては、やはりごみのない美しい太子町の姿勢を貫き、国、県と連携して、住民や一般車両の通過車などに対しましてモラルの向上を求め、広報や街頭での啓発活動を展開するとともに、住民、事業者等へ協力を求め、環境教育の推進、清掃活動等の施策を進め、町民の安全と環境美化の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 先ほど中薮議員のところでも私もしっかりとお聞きいたしました。ありがとうございます。

私なりにこれは常に思うんですけど、人はなぜごみを捨てるのかという、非常に古くからの命題かも知れませんが、そう思うときが多々あります。今まで対策も講じられてきたと思いますが、ポイ捨てが減ったな、あるいは目立たなくなったなというのは残念ながら思えない。

先ほど来の質問の中でも、太子町では毎年暮れには全町クリーン作戦が大々的に行われております。当日は、相当量のごみが回収されるわけですが、この事業には一つの意図もあるように思われるわけです。結

局、ポイ捨てに対するその意図というのは啓発ではないだろうかと思えます。子供も参加するこの事業、参加した子供も大人もある思いを共通にすると思います、何で捨てるんやろという、何でやろというような、そういうふうな思いではないだろうかというようなことではないでしょうか。つい先日なんですけども、ここ二、三週間だったかな、斑鳩寺の仁王門前なんですけども、駐車場なんですけど、私が朝、ちょっとごみ出しであの近くで私ども自治会の場所があるんですけども、行きましたら、朝8時前後ですか、あの駐車場にごみが散らかってんですよ。門前ですね、本当に太子町を代表するような、そういうふうな斑鳩寺の門前のあの広い駐車所に散乱しているという。本当に何とも言えないような状況を見させていただいたようなことで、本当に情けないという。それもああいうふうな、今冒頭で申し上げました美しい太子町という大きな看板がある中でのそういうふうなことが見られるというのは、本当に情けないなというように思いましたです。

少し話も長くなって申しわけないんですが、この質問の冒頭で私の家の前のことをお話ししましたが、私の家というのは店舗兼用の建物なので、前にちょっと駐車スペースをとっております。道路端なんですけども、歩道に面して植え込みがありまして、そこにこのぐらいの、私の背丈より低い木を植えてるんですが、以前その木に置くような形で毎日のように空き缶が置かれておりました。また、その植え込みの中にも犬のふんも何回か見つけました。思い立って、その木に、犬のふん、ポイ捨てお断りのちょっと小さな立て札を立てたわけなんですけども、それをするとは現在までそこには缶も置いてないし、犬のふんも見当たらないという、現在そうなんですけども、きょう私が昼にちょっと家に帰りましたら、その近くに、私の駐車場のスペースの中なんですけども、缶が置いて落ちてあったんです。朝なかったと思うんで、何でまた置いてある、ここにあるん、情けない話をしな

ければならないんですけども。本当にいろいろあります。たばこの吸い殻というのは、皆さんどうなのか、そういうふうな立て札を立ててもポイ捨てはなくなっておりません、歩道には常に落ちております。その歩道の道路上、あるいはその道路を挟んだ向かい側の歩道には空き缶やらペットボトルやら、当然たばこの吸い殻なんかもちょいちょい見られるという状況です。あそこの通りも非常に往来が激しい、それで余計になりやすいのかもわかりませんですけども。

そこで、有効な対策というのは何なのかということになるわけなんです。先ほど山本部長のほうから広報とか、街頭での啓発活動においてモラルの向上を求めるというお話がありました、しかり、当然です。ところが、実際の活動って何になるのかって言えば、一つには、先ほど私のことで申し上げたように、町内の各所とか、あるいはポイ捨ての多いようなところに注意喚起の立て札のようなものを設置するのも有効ではないかなというのは、これは実感したことであります。それがあると、実際的にはそこには缶が置いてあったやつが置かなくなったとか、ふんが見えなくなった、これは確かに実感をしております、それは。ただ、きょうのようなことがまたあるかもわかりません。そういうふうなことで、常に目に入る意識づけも大切ではないかなと思うんですが、どうですか、部長、私のこの提案するようなこと。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時 50 分）

（再開 午後 3 時 51 分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 今おっしゃられた、空き缶、空き瓶のない美しい太子町をつくるという看板なんですけども、そういった看板を要所に立てますと、町自体が本当に汚いかなというようなことも見受けられますので、やはり住民の皆さんの意識を高めて

いくことが大事じゃないかなというふうに思います。実際には拾う人というのは捨てないと思うんで、拾う人をクリーン作戦なんかで参加していただいて、そういった方々を増やしていくということが大事でないかというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 非常に苦慮した発言であったかなと思います。

ただ、犬のふんにおいては、そういうようなところに、中裁議員もお話しされておりましたが、そういったことを注意喚起するようなものを張って、これはこれなりに効果があったんではないかなと思います。後々お考えいただいたらと思います。

これはまた視点を変えてなんですけども、このポイ捨ては人のすることです。ならば、してはいけないことの道理はおわかりになるという、至極簡単なことだと思うんですが。そこで思うことなんです、改めてそのことを認識してもらうような教育、例えばそれは学校教育であったり、家庭教育であったり、社会教育等で啓発していくという、それを根気よく継続していくことも大切ではないかなと思うわけですが、教育部局としてはどうでございましょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 先ほども部長から、ごみを拾う者がごみを捨てないと、缶を拾う者が缶を捨てないというようなことが出てましたように、学校等では清掃活動を通じて学校を美しくすることが、それが地域を美しくする、また家庭教育では自分の部屋を整理整頓することが、また地域を整頓、きれいにするという、地道な活動ですけども、その繰り返しじゃなかろうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

人はなぜごみを捨てるのかというのは、本当に常について回ることで。行政においても、本当にいろいろと対策はあろうかと思

ますが、とにかく有効な対策を講じていただきたいと、これは私の願うところでもありますし、またたつの市、姫路市、隣接するということで、そういった両市に遅れをとらないように足元を見詰めていくということ、これは大事なことだなとは思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番として、やすらぎタクシー運賃助成制度について質問させていただきます。

昨年5月1日、やすらぎタクシー運賃助成制度がスタート、年度末を迎えるに当たって以下にお伺いいたします。

1、高齢者世帯、障害者世帯の利用状況として、それぞれ交付された枚数及び利用された枚数を、累計でよろしいのをお願いしたい。また、行政としてこの利用状況をどのように考えるか。

2番、利用者からこの制度についての意見、要望等がございましたか、あったのであればその内容を、またその場合はどう対応されましたか。

3番、昨年9月議会でも一般質問に答えて、高齢者世帯への制度適用については自動車の有無を基準とするという答弁がございました。そこで、お伺いいたしますが、同居の家族がある場合に、その家族の年齢にも基準を設けておられます。18歳未満の被養育者及び65歳以上という年齢基準でございますが、この基準はどのような見地に基づくものなのか。また、自動車を有しないが同居の家族の年齢基準に該当しないため適用対象とならない高齢者世帯は何世帯か。

4、今後この制度適用において、同居の家族の自動車の有無及び年齢の基準の見直しはあるか。

以上、お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） まず、1点目の利用状況でございますが、高齢者交付世帯で、1月末現在でございます、438世帯で、利用状況、1月末現在、1万2,208枚中

6,486枚が利用されております。それから、未使用が74世帯で2,129枚でございます。

この状況をどう考えるかということでございますが、一度も利用されていない方が74世帯、17.4%おられます。その方を除くと、64.4%利用されていることになりますので、日常生活において、通院、買い物等、外出することが困難な高齢者の方や障害を持つ方の外出支援となり、当該高齢者や障害を持つ方の生きがいつくり、生活支援に寄与するという当初の趣旨を達成できているというふうに考えております。

それから、御意見、要望等でございますけれども、これは枚数制限をなくしてほしいという要望等はございました。経費の全額ではなく一部を助成するものであることを説明させていただいております。また、2世帯住宅または同じ敷地内で別棟にしているので別世帯であるという方がいらっしゃいましたが、住民基本台帳、または同一世帯にされており、税の扶養控除の対象にもなっております。また自治会費1軒分支払っているということで、該当しない旨の説明をさせていただいております。

3点目の基準でございます。

年齢基準はどのような見地に基づくものなのかという御質問でございますが、これは18歳未満につきましては運転免許を取得することができない年齢ということでございます。65歳以上については、一般的に高齢者の定義が65歳以上ということでございます。

また、適用対象とならない高齢者世帯は何世帯かという御質問でございますが、それぞれの自動車の有無の把握ができませんので、適用対象とならない世帯の把握はできないということでございます。ただ、今後も制度を広報等で周知し、また民生委員、児童委員さんの方に該当される方で希望される方への交付漏れがないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、同居の家族の自動車の有無及び年齢の基準の見直しはあるかということでご

ざいますが、この事業は交通手段を持たない高齢者世帯を対象としておりますので、現在のところ自動車の有無及び年齢基準の見直しをする予定はございません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

この利用券を給付されてる世帯にとっては、非常にこの制度はおおむね好評だとは思いますが、今後年々利用券を給付される世帯も増加する、そういうような状況かなとは思いますが。その要因としては、高齢者の自動車運転免許証の更新が上げられるのではないかと思います。更新日に年齢が70歳以上になる高齢者には事前に高齢者講習、同様に75歳以上になる高齢の方には講習予備検査が義務づけられておりまして、こうした背景というのは、高齢になることに従って自動車運転に必要な運転機能の変化が懸念されることからのようでありましょう。

こうした事情も手伝って、免許証を返納される方が多くなることが予想されておりまして、このことは当然利用券給付の増加にもこれからはつながっていくことは、容易に推察はされます。ますます利用券給付が多くなるのはやむを得ない状況かなとは思いますが。

今お答えいただいた中での年齢の基準で少しよくわからないところというのは、本来のこの制度というのは交通手段を有しない、つまり自動車を有しない高齢者、または重度の障害のある人の世帯に利用券を交付して、通院、買い物等の外出の支援をしようとするものの、例えばそれが当該高齢者に対し行政が積極的な支援をするものであれば、同居の家族の年齢にかかわらず該当高齢者の世帯に利用券を給付し外出を支援することは、社会福祉、老人福祉の観点から大きな意義があるように私は考えます。例えば、外出を支援することによって、サークル活動あるいは講演会、また太子町の行事など、さまざまな催しに出かけたり、また竣工が予定される新庁舎への利便性にも寄与するだろうし、またそこ

には地域交流広場もできるので、多くの人々の交流、出会いも待っております。

一方、より多くの方に外出支援をすることで地域の消費も増え、また地域経済の活性化にもつながるのではないかなというふうに、こう思うわけでございます。せっかくの制度なんで、より開かれたものにして、高齢者の生き生きとした生活を支援する制度で私はあってほしいと思います。こういうふうな考え方をするわけですが、どう思われますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 当初の趣旨でございます高齢者の方や障害を持つ方の生きがいくくり、生活支援に寄与するというのが目的でございます。

御存じのとおり、この制度につきましては、平成24年度の4月に始まったばかりでございます。今現在所管のほうでも着実に事業を進行しておるところであります。当然ですが、制度の趣旨、定義、対象等は、やはり今後とも明確に、きちっと整理して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時04分）

（再開 午後4時04分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

明確をお願いします。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 始まってまだ1年たっていないので、今後のことかなと思います。

1つまたお聞きしたいことがあります。この運賃助成制度の平成24年度の予算が老人福祉費、扶助費ということでは525万円というふうになっておりました。本年度の予算では567万円、8%増、42万円増ということで予算が組まれております。これについて、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時05分）

（再開 午後4時07分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 先ほど567万円やすらぎタクシー運賃助成費、平成25年度予算ということで上げさせていただいておりますが、これはやはり今現状の利用率から見ましての予算を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 突然の質問でありがとうございます。

こういう制度が多くの方に利用されるという、それを私は願っております。山本部長、本当にありがとうございました。いろいろな質問を申し上げまして、本当に親切にお答えいただきましたこと、ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、私のほうはぜひとも簡潔明瞭にいきたいと思いますので、簡潔明瞭に御答弁をお願いいたします。

1、生徒指導のための指導主事を配置するよう求めた件はどうなったか。

以前の総括質疑で、私が生徒指導の充実のための指導主事を配置すべきであるとただしたところ、教育部局は予算要求を町長部局に対して行うということであったが、その後の経緯を問います。

(1)教育部局は新年度に向けて予算要求を行われたか。

(2)町長部局はどう判断されたか。その結果、配置されるのかされないのか。予算書を見ればわかるわけですが、可否だけでなく、その理由についてお答えをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） お答えいたします。

指導主事の配置に当たりましては、学習指導や生徒指導に関する指導、助言、学校経営上の支援、研修会等の企画、実施など、町内の学校、園や教員との直接的なかかわりの中で、専門職としての指導、助言を行うとともに、教育施策の企画、立案など、教育行政を支える重要な職責を担っている職種であると位置づけております。議員からの御指摘をいただくまでもなく、教育委員会としましては、従前から申し上げてますとおり、学校現場がより充実していくために関係部局に指導主事の配置をお願いしているところでございます。昨今の教育現場の現状を鑑みますと、直ちに配置する必要があるのではないかなという御意見があると思いますが、その一方で本町の職員について定員適正化管理計画に基づいて計画的に職員採用を行っており、どの所属においても住民ニーズの増加や県からの事務移譲等で業務が増える中、限られた職員でそういう工夫を行って業務を遂行しているところでございます。

結果として、新年度当初予算での計上はございませんが、町組織全体の中で職員配置計画となりますので、指導主事の配置につきましても、その必要度、それにかわる方法はいかなど、さらに検討を重ね、他の所属との兼ね合いも踏まえた上で結論づけるものでありますが、北川町長さんからは、まずこの1年じっくりと時間をかけて、町教諭の中で実際に配属された場合の職責、職務内容などを具体的に調査研究することが大事であるとの指示をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 予算要求は教育部局のほう がされ、町長部局はどう判断したかという点、町長部局のほうから御答弁をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 今教育長が答弁しましたとおり、町長御自身が指導主事の配置について、もう一度教育委員会のほうでよく

考えていただきたいと、じっくり考えてからということでございますので、予算がどうか、足りるとか足りないとかという問題ではなしに、指導主事そのものがどういう位置づけになるか、明確な方針といたしますか、そういうものが定まらないことには軽々に判断できないということでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 教育部局のほうにそれではお伺いしますが、この指導主事というものがどういうものかというのは、じゃあおわかりになってないということですか。それをもって町長部局が判断すると言われてますが、本町は置かれてませんが、本町のように置かれてないところのほうに極めて珍しいわけでありますけれども、職務については十分わかっておられるわけじゃないんですか。そのことについては町長部局に説明されませんでしたか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 職責として、教育部局としては、その指導主事の任務というものについては必要であるが、今の時期では、今も申しましたように、定員削減の中で創意工夫していく中というような意味での了解で、なおかつ今も申しましたように、この1年かけてその必要性、必要度について考えていくというようなことに、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、必要度について、それ自体について考えていくという御答弁なんですけど、必要度はもう既に十分ひしひしと感じておられてるんじゃないんですか。教育部局いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） もちろん、必要度は考えておる中で、なおかつ創意工夫しながら、その内容について検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、町長部局にお尋ねいたします。

この1年間、それをいろいろと教育部局から報告した上で、配置するかしないかも含めて検討するということでよろしいでしょうか、それとも人員配置からなかなかもう難しいというようなお考えでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来教育長が御答弁申し上げているところでございますが、町長部局のほうでは指導主事の重要性等について、十分もちろん御案内のところでございます。町長部局のほうもその辺のところを十分検討した中で、この1年間、25年度中にそういうことを十分研究して、必要であるならば、全体的な財政バランスも考えた中でございますが、導入に向けて努力していきたいというふうには考えております。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 本町のようなところは極めて、2回言いますが、極めて珍しい状況で、その点についてはよく御存じだと思います。よく検討していただきまして、ぜひとも設置をしていただくように要望をしておきます。

2点目ですが、文部科学省から来ている「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」について伺います。

文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長から、児童・生徒並びに保護者に対して体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についてアンケート調査を行うようにという依頼が県教育委員会になされ、県教育委員会から本町にも依頼文書が来ていると思いますが、(1)その目的は、(2)体罰に係る実態が判明した場合に本町としてどうするお考えかお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 体罰の件ですが、体罰は学校教育法で禁止されていることでございます。決して許されない行為でございます。

しかしながら、昨年度末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺案件が発生したことから、文部科学省では各都道府県教育委員会教育長らに対して、この問題の重要性を改めて認識し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教師等について厳正な対応を行うように求めています。あわせて、教員と児童・生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童・生徒や保護者が体罰の訴えや、教員等との関係の悩みを相談することができる体制の整備に努めるよう求めています。そこで、体罰の実施について、主体的に把握するように、実態調査の要請があったものであります。

体罰に係る実態が判明した場合どうするかという御質問ですが、体罰はあってはならないことですが、万が一体罰の実態が明らかになったときは、速やかに誠意を持って対応を行う必要があると考えます。まず初めに、体罰を加えた教員と体罰を受けた児童・生徒、体罰を目撃していた児童・生徒や教職員から十分に状況を聞いた上で、事実を正確かつ客観的に把握することが重要となります。把握した内容が懲戒ではなく体罰であると認められたときには、被害児童・生徒と保護者に事実関係や原因などの説明とともに、誠意を持って謝罪し、加害教員及び被害児童・生徒との信頼関係回復のための対応をとってまいります。体罰を受けた児童・生徒に対するケアを最優先にし、心にも深い傷を負っていることを考慮して、学校全体で受け入れる態勢を整えてまいります。そして、体罰を一掃する規律を確立していくとともに、児童・生徒との人間的触れ合いや、信頼と尊厳の上に基づく教育が行われ、体罰がない学校教育が行われる契機になるように努めてまいります。

また、体罰に対する教職員の責任については、道義的責任のみならず行政上、刑事上、民事上の責任を負うことになると考えます。

行政上の責任については、職務義務違反、地方公務員法第29条として免職、停職、減給、戒告等の懲戒処分や、懲戒処分に該当しない場合でも服務上の措置、文書訓告、口頭訓告等を行う場合もあります。いずれにしても県教育委員会への報告や相談、さらに指導をいただきながら、誠意を持って対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 このアンケートの回収方法は、それぞれ小学校、中学校、どのようにされてますか。そして、集計方法はどのようにされてますか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 保護者等にアンケートを出しまして、厳封しまして管理職が開封することになっております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それは、担任が受け取って、そして管理職に手渡す、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 児童・生徒が持ってきて、中身をあけなくて、担任にそのまま渡して、厳封のまま管理職、教頭、校長のほうへ持っていくということでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 体罰の現状ですが、このアンケートをされる前、期間は幾らに区切ってもらってもいいんですけど、例えばこの1年間でとか、そういう報告が、今おっしゃいました懲戒処分、文書、口頭による訓告ですとか、そういったケースはここ1年ぐらいでありましたか、それとも全くございませんでしたか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） この1年間は聞いておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、文科省からの趣旨を十分現場にも徹底していただいて、本町の教育がよりよくなることを祈って、これで質問を終わります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います  
が、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに  
決定しました。

次の本会議は3月4日午前10時から再開  
します。

なお、3月4日の本会議は改めて開催通知  
はいたしませんので、御了承願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後4時22分）